

# 第61回岩手県総合計画審議会

日時：平成23年11月16日（水）14：00～16：30

会場：サンセール盛岡「ダイヤモンド」

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 報 告

- (1) 平成22年度主要施策の成果に関する説明書について

### 4 議 事

- (1) いわて県民計画「第2期アクションプラン」（政策編）について
- (2) いわて県民計画「第2期アクションプラン」（改革編）について
- (3) その他

### 5 その他

### 6 閉 会

## 第 6 1 回岩手県総合計画審議会議事録

### 1 開 会

○司会（木村政策地域部副部長） 皆様、お疲れさまでございます。定刻よりも若干早い時間ではございますが、出席予定の委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから第 61 回岩手県総合計画審議会を開催いたします。

まず、委員の皆様のお出席の状況について御報告をいたします。本日は、委員 20 名中 12 名の委員の御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、総合計画審議会条例の規定によりまして会議が成立していることを御報告申し上げます。

### 2 あいさつ

○司会（木村政策地域部副部長） それでは、開会に当たりまして千葉政策地域部長より御挨拶を申し上げます。

○千葉政策地域部長 政策地域部の千葉でございます。第 61 回の岩手県総合計画審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆様方におかれましては、本日お忙しい中御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

また、県民計画でございますが、ぎりぎりまで調整となりまして、お手元に届くのが直前となりましたことについては、改めておわびを申し上げる次第でございます。

また、日ごろから県勢発展のためにさまざまな分野で御尽力いただいていることに関しまして、併せて御礼を申しますとともに、現在復旧、復興に御尽力いただき、また協力いただいたことにつきましても御礼を申し上げる次第でございます。

さて、前回の審議会におきましては、東日本大震災津波の発災や復興計画の策定を踏まえたいわて県民計画の長期ビジョンの考え方、あるいは第 2 期アクションプランの策定方針、スケジュール等について御説明をさせていただき、御審議いただいたところでございます。御審議では、東日本大震災津波からの復興に関する具体的な施策や取組について御意見をいただきますとともに、発災や復興に伴う視点につきましても長期ビジョンを見直すのではなく、第 2 期アクションプランに具体的に盛り込むべきだというような御意見を多数いただいたところでございます。

本日は、前回の審議会の委員の皆様からの御意見を踏まえ、現在策定作業を進めております第 2 期アクションプラン政策編を中心に御説明を申し上げ、併せて改革編についても御説明させていただき、御審議いただくこととしております。

県といたしましては、第 2 期アクションプランにつきましても、東日本大震災津波からの復旧、復興を進め、さらにはその先でございます希望郷いわての実現に向けて具体的な取組を示すものと考えておりまして、また、新しい公共など多様な主体との協働によりまして推進も図りながら、復興への取組を地域の振興につなげていくという追記をして

いるところでございます。

委員の皆様方には、それぞれの立場から、また県民、地域の視点など、こうした県の考え方に対しまして忌憚のない御意見を本日賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3 報 告

#### (1) 平成 22 年度主要施策の成果に関する説明書について

○司会（木村政策地域部副部長） それでは、以降の進行につきましては、藤井会長のほうにお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○藤井克己会長 それでは、議事等に入ります前に、事務局から本日の審議等の概要について説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（大平政策推進室政策監） それでは、お配りしております資料の 4 枚目でございます。第 61 回岩手県総合計画審議会審議の概要、本日の審議のポイントということでお配りしております。

まず、報告事項でございますが、主要施策の成果に関する説明書についてということで、県民計画のアクションプラン政策編、いわゆる第 1 期でございますけれども、第 1 期の計画のうち、平成 22 年度の取組とその実績を評価いたしましたので、御報告申し上げます。

議事でございます。審議案件の 1 といたしまして、県民計画の第 2 期アクションプラン政策編について御説明いたします。委員の皆様からは、第 2 期アクションプランの政策編のプランの構成や推進の具体的な内容について、また、特に政策推進目標や政策分野ごとの取組内容等について御意見をいただきたいと考えております。

議事の 2 つ目でございますが、審議案件で県民計画のアクションプランの改革編について御説明申し上げます。改革編の全般的な御意見、基本方針などについて御意見をいただきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○藤井克己会長 ただいま事務局から本日の審議等の概要について説明がございました。これについて何か御質問等ありましたら御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○藤井克己会長 それでは、本日はこのような内容について審議を進めてまいりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入りまして、まず報告です。報告の 1 番、平成 22 年度主要施策の成果に関する説明書について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森政策推進室評価課長） 政策推進室で評価を担当させていただいております森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

平成 22 年度主要施策の成果に関する説明書について御説明いたしたいと思っております。こ

の関係では、お手元に2種類の資料を配付させていただいております。資料ナンバー1のA3判1枚物の概要版と、あと冊子の説明書の2種類でございます。本日は、A3判の概要版のほうで御説明させていただきたいと存じます。

この冊子についてでございますが、地方自治法第233条第5項に定められている決算附属資料としての性格がございますし、もう一つ、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第5条に定められておりますいわて県民計画の実施状況報告書、この2つの性格をあわせ持つ書類となっております。

報告書の内容と構成につきましては、2のところに記載させていただいておりますが、いわて県民計画アクションプラン政策編を対象といたしまして、各指標の達成度や取組の進捗状況を載せさせていただいております。ただし、平成22年度におきましては、東日本大震災津波の発災前後で諸情勢も大きく異なっておりますことから、今回のものは発災以前の状況を基本としつつ、記載させていただいているところでございます。

報告書の構成につきましては、7つの政策ごとの指標の動向等について記載した後、42の政策項目について情報を記載するという順になってございます。

アクションプラン政策編に掲げます事項の全体の状況については、3のところに記載してございますが、アクションプランでは、県以外の取組主体でございます市町村ですとか、企業、団体など一緒になって取組を進め達成することを目指す姿指標というものと、あと県が主体となって取組を進めます具体的な推進方策指標、この2つに分けて指標を設定しているところでございます。いずれの指標につきましても、実測の結果、目標以上の成果を上げたものを達成のA、目標を下回ったものの8割以上の成果を上げたものを概ね達成のB、8割未満6割以上のものをやや遅れのC、それ未満のものを遅れのDの4段階で区分して評価してございます。

目指す姿指標につきましては、左下の部分に記載してございます。現在確定しております85の指標のうち51.7%に当たる指標が概ね達成以上の評価となっております。医療・子育て・福祉の分野などは向上しておりますが、産業・雇用の分野等、悪化している分野もございまして、平成21年度、その前の年度に比べまして4.8ポイントほど少なくなっております。

県が取組の主体でございます具体的な推進方策指標につきましては、真ん中の部分でございます。284指標のうち61.3%の指標が概ね達成以上となっているところでございますけれども、教育・文化などの分野は向上しておりますが、農林水産業の分野など悪化しているものもあり、21年度と比べまして2.8ポイント少なくなっております。

これらの結果を踏まえまして、計画どおり進まなかった政策につきましては、今後さらに検討を加え、取組を進めていく必要があると考えているところでございます。

また、右側の4のところににつきましては、7つの政策の柱ごとに県が取組の主体となります具体的な推進方策指標の評価結果を記載させていただいております。Iの産業・雇用では83.8%が概ね達成以上の評価となっているところではございますが、新商品の開発、販路開拓件数が減少するなど、21年度に比しまして7.1ポイントほど低下してございます。

IIの農林水産業分野では、概ね達成以上が約半分の51.2%となっております。これは、個別の農林水産物の生産量ですとか面積ですとか、あと反収等で目標が届かなかつたも

のがある等の理由によりまして、この辺の割合になってございます。

Ⅲの医療・子育て・福祉の分野では、76.9%が概ね達成以上の評価になっております。福祉コミュニティの確立など一部に遅れがありまして、21年度に比較しまして7.1ポイントほど低下してございます。

Ⅳの安全・安心の分野で概ね達成以上のものは、ちょうど半分の50%となっております。多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化等に遅れがあるところでございます。

Ⅴの教育・文化の分野でございますが、概ね達成以上が14.9ポイント増加し、59.6%になってございますが、児童生徒の学力向上等で一部に遅れが見られるところでございます。

Ⅵの環境では、概ね達成以上が12.5ポイント増加し、54.2%となったところでございますが、地球温暖化対策の進捗等に遅れがあるところでございます。

最後、Ⅶの社会資本・公共交通・情報基盤の分野では、概ね達成以上がその前の年度、21年度とほぼ同じ63.3%でございます。しかし、景観づくりに係る住民協定数が目標に達しないなど、豊かで快適な環境を創造する基盤づくり等の分野で遅れが見られているところでございます。

詳しくは冊子のほうの7ページ以降に7つの政策とそれを構成する42の政策項目について詳しく記載させていただいておりますので、後ほどお目通しいただければ幸いです。

以上、報告書について御説明させていただきましたが、これは第2期のアクションプランで設定した指標につきまして、実績測定で評価を行い、県の取組状況を顧みたとという趣旨のものでございます。

それから、推進上の課題につきましては、実測の指標数値だけではあわせないものもございまして、現在この報告書の指標評価をもとにいたしまして、社会経済状況や県民の意識調査の結果等も踏まえた政策評価を進めているところでございます。その結果を次のアクションプランや来年度以降の施策事業に反映させていくこととしております。

なお、本日お配りいたしました第2期アクションプラン政策編第1次案には、7つの政策ごとに評価結果を書かせていただいておりますが、現在作業を進めているところであり、現在の検討状況で出させていただきますことを御了承いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○藤井克己会長 ただいま事務局から説明がありましたが、これについて御質問等あればお願いいたします。冊子スタイルの平成22年度主要施策の成果に関する説明書、県民計画実施状況報告書、これの概要版が資料の一部となっております。A3判のものです。これに沿って説明してもらいました。政策編ですね、7つの政策の達成状況がどうであるかというのをそれぞれの政策の柱ごとに、最低でも20から30でしょうか、指標がありまして、その達成状況からどの程度それぞれの政策が達成されているかというのを円グラフで表現されています。いかがでしょうか。

どうぞ。

○**広田純一委員** 3番のアクションプランの全体状況の四角の中の最後に、計画どおり進まなかった政策については、今後もさらなる取組を行う必要がありますとあるのですが、今後もさらなる取組という意味はどういうことなのでしょう。と申しますのは、達成度が低いから計画目標をそのままにして達成のためにより頑張るとか、あるいは当初設定した計画目標自身にちょっと無理があるので、そこも見直していこうというのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○**事務局（森政策推進室評価課長）** お答え申し上げます。

3のところの箱囲みにある最後の部分でございますが、今回出た指標の評価、これに基づきまして今各部局で政策評価ということで実際、そのほかの状況もかんがみて評価の процедуруやっているところではございますが、それも踏まえまして、目標自体を見直す必要があるもの、やり方を見直す必要があるもの、さまざまなことが考えられると思いますが、それにつきましても検討し、今度のアクションプランで指標の再設定等を検討させていただければと考えております。それをもちましていわて県民計画が目指す姿、これにどれだけ近づいていくかという観点から、全体的にも見直しを進めていくということをお願いしたいと思っております。

○**藤井克己会長** きょう御審議いただきます第2期のアクションプランの政策編にもまた指標が幾つか立ちますけれども、その現状値が今回リセットされるわけですよ。22年のデータがここに入ってきて、それがまた次の、今度4年間ですけれども、それぞれのまた目標に向かっていくという、この辺の計画に生かしていきますという、そういうことになりますね。ですから、達成Aというのは過剰達成というのですか、それも含むわけですよ、100%達成ですから、超過達成したところはまた次の目標をどう立てるかということ、十分に進まなかった政策のみならず、進んだところについてもまたどういう方向を目指すのかということが議論になると思います。今後もさらなる取組が必要ということで、確認しました。

概ね達成Bというのはどういう範囲でしたか、数値的にいうと何%から何%でしょう。

○**事務局（森政策推進室評価課長）** Bにつきましては、8割以上 100%未満でございます。

○**藤井克己会長** 8割以上 100%未満ですか。Bも相当レベル高いのですね。8割が一つの境目ですね。

○**事務局（森政策推進室評価課長）** はい、そうでございます。

○**藤井克己会長** わかりました。  
どうぞ。

○**千葉政策地域部長** 一言だけ補足させていただきます。9月議会でお尋ねもございましたので、私からちょっと答弁させていただいたこともありますので補足いたしますが、目指す姿指標の達成率と具体的な推進方策の達成率については、昨年もそうですが、おおむね10ポイントぐらい乖離があるという状況でありまして、この乖離の状況についていろいろな御質問をいただいたところでありまして、御案内のとおり、目指す姿指標というのは、県民の方々、各分野の方々とベクトルを合わせることで達成する話でございますし、右側の具体的な推進方策指標というのは県が主体となって取り組むということで、どうしても乖離が出てきてしまうという状況でございました。ただ、いずれこの乖

離はできるだけ縮小していくことが望ましいという御意見を多々いただいておりますので、今回の指標についてもできるだけその辺は見直すようにというふうな御指摘もいただいておりますので、その辺を踏まえながら指標は策定したいと考えているところでございます。

また、目標率につきましても、次の4年間、やっぱりある程度、後ほど御説明いたしますが、前回の審議会でも御説明しましたが、ある程度復旧、復興のほうの取組に重点を置かなければならないという実態もあるので、復興、復旧以外の施策の目標設定率については、できるだけ慎重に設定したほうがいいのではないかというような御意見もちょうだいしたところでございます。それぞれの意見を含めて、きょう第1次案を御説明しているところでございますが、私どもとしてはまだこれで大体完成したと思っておりますので、いろいろとそれも含めて御議論いただければと思っております。

以上です。

○藤井克己会長 千葉部長から補足の説明もございました。

ほか何か御質問等おありでしょうか。

実施状況報告書 10月付のものは、もうこれは県議会に報告して、これもう確定ですね。これはもう案が取れているということです。

以上ありましたように、説明書に関する報告事項でございますので、特に皆さんからなければ22年度主要施策の成果に関する説明書につきましては、これで終わりたいと思います。

#### 4 議 事

- (1) いわて県民計画「第2期アクションプラン」(政策編)について
- (2) いわて県民計画「第2期アクションプラン」(改革編)について
- (3) その他

○藤井克己会長 続いて、審議事項に入りたいと思います。議事の1番がいわて県民計画「第2期アクションプラン」(政策編)についてでございます。資料2-1以降について、事務局の説明をお願いします。

○事務局(大平政策推進室政策監) それでは、第2期アクションプランの策定について、資料2-1、2-2と別冊で厚い資料でございますが、お配りしております。本日は、厚い資料でいわて県民計画(案)と書いた冊子を中心に御説明申し上げます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。はじめにというところでございます。概要版というので2-2にも同じようなことが書いてございますが、こちらのほうで、冊子のほうで御説明申し上げます。プラン策定の趣旨でありますけれども、2段目のところで、第2期アクションプランは第1期アクションプランの取組の成果を検証し、その課題や本県を取り巻く社会・経済情勢の変化などに的確に対応するため策定したものであるということです。先ほど政策評価の主要施策に関する成果の部分で御説明申し上げましたが、そのときに課題になったものなど、目標に達していないことなどを分析いたしまして、第2期のアクションプランにそれを反映させていく。ただ、今回の場合は、発

災というのもございますので、施策の選択と集中という考えがより一段と強くなるかと思っております。

3段目の段落で、東日本大震災津波の復興と書いてございます。今年の8月に復興計画を策定したところであります。第2期アクションプランと復興計画の関係は、前回の審議会で御説明いたしましたが、基本的には復興計画と第2期アクションプラン、あるいは長期ビジョンについては軌を一にするということがありますので、アクションプランについても復興計画と軌を一にしながら推進するというところで、地域社会に根差した復興、多様な主体の参画による開かれた復興をなし遂げていくということとしております。復興計画は、復興に関して優先的に取り組む施策を盛り込んでいる計画であります。いわて県民計画は復興施策も含めた県行政全般にわたる政策や施策の基本的方向を総合的、体系的に定めているということで、第2期アクションプラン策定に際しましては、総合計画審議会からの御意見も伺いながら点検を行ったところであります。

もう一度、前回の審議会の議論の中で長期ビジョンと復興計画の関係がありましたのでさらに御説明いたしますが、アクションプランには復興計画で取り組むものは盛り込んでおります。ただ、例えば復旧ということで、単なる復旧、あるいは緊急的に取り組む復興計画の中の緊急的な取組は、今回のアクションプランにはそれは入れないということとしております。できるだけ復興計画のエッセンスも盛り込んだ計画としております。

プランの期間であります。第2期アクションプランの期間は、長期ビジョン策定の際、23年度から26年度までの4年間とすることとしております。なお、復興計画は、23年度から25年度までを第1期の基盤復興期間とし、第2期が26年度から28年度ということで、本格復興期間と位置付けております。2ページの上の表が復興計画といわて県民計画の期間の部分を示したものであります。第2期アクションプランはこのとおりでございます。このように復興計画の第1期の基盤復興期間の3年間プラス本格復興期間の1年分までカバーするものになっております。

プランの構成であります。第1期プランと同様に次の3編で取組を行います。政策編、地域編、改革編であります。改革編につきましては、長期ビジョンに示した7つの政策に基づき、42の政策項目について、みんなで目指す姿や目指す姿を実現するための取組、取組に当たっての協働と役割分担、県の具体的な推進方策、いわゆる工程表も含めたものであります。それについて示していくものであります。先ほど申しましたように、政策項目には復興計画の復興に向けた具体的取組の内容を盛り込んでおります。特に沿岸地域の復興を最重要課題として取り組むと。一方で、内陸地域の活力が沿岸地域の復興も支えていくことにも十分配慮し、復興との関連性や優先度を考慮しながら推進していきます。

地域編につきましては、4広域圏で同様の考えで作成いたします。現状のところでは、現在の取組であります。県央、いわゆる盛岡、県南につきましては、従前どおり策定することとしております。沿岸広域圏につきましては、復興計画を中心とするということで、基本的には新たな取組は必要ないのではないかとこの総合計画審議会での前回の御意見を踏まえ、復興計画中心で行うこととしております。一方、県北復興圏であります。久慈と二戸地域がございまして、現在のところではつくるということで取組に



ついて検討しているところであります。したがって、政策編と地域編につきましては、若干の差が出てくるということで、スケジュールにも若干差が出てくるものと今考えているところであります。

改革編につきましては、政策編などで御説明申し上げます。具体的なものとしたしましては、ポンチ絵がかいてございますが、復興の取組を希望郷いわての実現に結びつけていくという基本的な考え方で進めてまいります。

プランの推進であります。県民をはじめ多様な主体と一体となった取組を行うということで、長期ビジョンの地域経営の考え方を踏まえながら進めてまいります。さらに、東日本大震災津波の被災者支援におけるさまざまな御支援など、新しい公共に対する意識の醸成などを踏まえながら、民間力、地域力が発揮できる取組を推進してまいります。

第2期アクションプランの進行管理と弾力的な見直しであります。第1期アクションプランと同様にプラン・ドゥー・チェック・アクションという、下の図に書いてありますマネジメントサイクルに基づいて進めてまいります。

政策編について御説明申し上げます。7ページでございます。政策編の政策推進目標ということで、これまでの成果と課題であります。政策推進目標として第1期アクションプランでは、県民の「仕事」と「暮らし」を守るとともに、「ゆたかさ」「つながり」「ひと」を育むための基盤をつくることとしたしまして、具体的には雇用環境、県民所得、地域医療、人口、それと岩手の未来を拓く「ゆたかさ」「つながり」「ひと」の基盤形成という5つの具体的な取組を掲げたものであります。その評価結果は、現在まとめているところでありますが、次の囲みのところに書いてございますが、次の第2期アクションプランの推進目標を作成するに当たって、この内容について改めて御説明申し上げます。

8ページであります。政策推進目標といたしましては、いわて県民計画では岩手の可能性としての強みや課題を挙げたわけではありますが、今回の発災によりまして雇用環境などの厳しさなど弱みがさらに顕在化しております。一方で、被災者支援による交流の拡大や復興道路の整備など、本県の新たな強みが創造される可能性も出てきております。このようなことから第2期アクションプランでは、第1期アクションプランにおいて掲げた4つの雇用の維持、地域経済の活性化、地域医療の確保に引き続き注力しながら、仕事と暮らしを守っていくということとしております。

具体的には、政策推進目標といたしましては、9ページの上の囲みであります。東日本大震災津波からの復興を進め、本県の地域資源を生かし、県民の「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」を守るとしてあります。これにつきましては、まず東日本大震災津波からの復興を進めるということが基本的な考えであります。本県の地域資源、これは例えば豊富に賦存する再生可能エネルギー資源、水力、太陽光、風力、木質バイオマス、地熱などです。このようなものに加えまして、県立病院のネットワークなども本県の地域資源と考えてあります。そのようなものを生かしながら、県民の「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」を守るとしてあります。

このかぎ括弧の3つであります。これは長期ビジョンに掲げた分野のものであります。「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」というのが長期ビジョンに掲げた分野となります。具体的に言いますと、「仕事」の分野では例えば人口、県民所得に加えて雇用、「暮

らし」は医療、「学び・こころ」は例えば心のケアとか防災教育、教育環境の整備などなどになります。ということで、守るという言葉には、復興や防災という考え方と、あるいは地域資源を生かして県民の生活を守っていくと、そのようなことが含まれております。具体的な目標の内容といたしましては、人口、地域の活力の低下をもたらす人口の社会減に歯止めをかけるということで、前回の目標をそのまま継続するというのではどうかと考えております。県外からの転入者数と県外への転出者数の差、いわゆる社会減であります。平成 22 年には 4,175 人となっております。平成 20 年の 6,673 人の転出超過、21 年の 5,982 人の転出超過と比較いたしまして、3 年連続で減少幅が縮小しております。しかしながら、依然として社会減は高い水準にあることから、さらに東日本大震災津波により沿岸部の転出者の増加が懸念されるということから、引き続き人口の社会減に歯止めをかけるということを考えてものであります。

次に、県民所得も継続でございます。国民所得に対する県民所得水準の乖離を縮小するという事としております。県民所得水準は、1 人当たり県民所得に対しまして、平成 21 年度には 83.2% となっております。2 年前の 19 年度の 80.5%、20 年度の 81.6% と比較して、乖離は縮小しております。これは、経済の低迷の影響を受け、県民所得は全体額では減少しておりますが、国民所得に対する乖離は縮小したものであります。引き続き産業振興に向けた取組を強化することにより、さらに国民所得に対する県民所得水準の乖離の縮小を目指すというものとしたものであります。

雇用環境につきましても、求人不足数の改善を掲げております。22 年度の求人不足数は、1 万 8,934 人と前年度に比較して 6,189 人減少いたし、改善の傾向は見られるものの、発災を受けました 23 年度第 1・四半期の求人不足数は拡大傾向にあるということで、沿岸部を中心に雇用情勢は依然厳しい状況にあることから、求人不足数の改善に取り組む必要があるのではないかと考えたものであります。

次に、10 ページであります。地域医療も継続としております。表現については若干変えております。病院勤務医師数の減少傾向に歯止めをかけるとともに、医療機関の診療時間外において適正な受診行動を実践する県民がふえるようにするという事で、表現は若干変わっております。なお、22 年度の医療機関の医師数でありますけれども、今年末、12 月か 1 月に発表になるということで、まだデータが出ておりませんので、減少傾向が歯止めがかかったかどうかというのは判断が必要だと思われまので、最終案ができるまでには表現を調整したいと考えております。20 年度の人口 10 万人当たりの医師総数は 191.9 人、病院勤務者医師数は 114.3 人といずれも 18 年度に比較して増加傾向になっております。しかしながら、医師の地域偏在、盛岡地域に偏在すること、あるいは診療科が偏在するなど、地域医療は深刻な状況にあることから、引き続き取り組むと。一方、県立病院における救急患者総数は 15 万 921 人と、そのうち当日帰宅者数が 78.3% となっており、前年度に比較して減少しておりますけれども、病院勤務室の負担軽減を引き続き図る必要があるのではないかとということから、地域医療を支える県民運動の取組を行うことなどにより、診療時間外における適正な受診行動を促進していく必要があるのではないかと考えております。

次に、新規指標といたしまして再生可能エネルギーを掲げたものであります。県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合をふやすという目標を掲げま

した。県内エネルギー消費に対する再生可能エネルギー導入割合は、平成 21 年度には 12.3%、平成 20 年度に比較して増加しております。原子力発電所の事故により、今後も電力需給の逼迫が予想されており、地域における省エネ活動や節電の取組を進める必要があると考えております。さらに、地域が一定のエネルギーを賄えるよう自立・分散型の電力供給の仕組みを構築していく必要があると。これは、復興計画でも同様の表現をしているものであります。本県に豊富に賦存する地域資源を活用し、住宅、事業所等への太陽光発電の導入や大規模発電施設の立地促進など、県民や事業者、行政等が一体となって県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー導入割合の増加を目指すということとしております。

さらに、6つ目の目標であります。防災ということであり。安全、安心な社会基盤の整備を進め、地域防災力を高めるとともに、防災文化を醸成するということとしております。大震災津波からの復興を進めるとともに、防災施設のハード整備と地域防災力の向上など、ソフト施策を効果的に組み合わせ、災害に強い県土づくりを全県的に進めることが重要となっております。このため、復興道路や防潮堤等の整備をはじめ、土砂災害対策施設の整備、住宅、学校施設の耐震化などを進めるとともに、地域の安全を守る自主防災組織の組織率を高める。また、災害が発生した際の心のケアの対策や安心して学べる環境づくりを進める、さらにすべての学校においていわての復興教育を実施し、県民みずからがみずからを守るという防災文化として醸成していくという考えとしたものであります。これは、復興との違いでありますけれども、復興計画では復興という表現はあくまでも発災を受けてもとに戻す、さらに一歩進めるという考えがあるわけですが、今回防災としたものは今後の取組という視点、さらに今までの内陸地震などを経験しているわけでありますので、今後さらに災害が発生することも予想されます。そのようなことから、今後の取組という視点などを踏まえて防災とした表現をしたものであります。

なお、地域医療、再生可能エネルギー、防災につきましては、これらの取組は県民運動的に県民を巻き込んだものとしてこの指標の項目を掲げたものであります。

次に、11 ページであります。岩手の未来をつくる7つの政策の基本的考え方、これは長期ビジョンからの再掲であります。

次に、具体的な取組のことを御説明いたします。14 ページに政策項目の記載イメージを記載しております。今回変わったところを中心に御説明申し上げます。みんなで目指す姿としております。前は目指す姿と書いておりましたが、今回みんなで目指す姿ということで、県民、事業者など皆を巻き込んでつくるというのが目指す姿、指標でありますので、みんなで目指す姿としたものであります。目指す姿をより体現する指標、主たる指標として二重丸としたものであります。さらに、目標であります。現状値計画目標値がございます。その中間年は年度目標値ということで記載しているものであります。

さらに、目指す姿を実現するための取組といたしまして、基本方向、主な取組内容ということで記載しております。なお吹き出しの下から2つ目ですが、長期ビジョンの岩手の未来を切り拓く6つの構想がありますので、それにつきましては、海、次世代、環境、元気、安心、ソフトパワーの頭文字をとったものを表現しております。さらに、一

番下であります。復興計画との関連がある取組については星印としております。

さらに、右側 15 ページであります。取組に当たっての協働と役割分担ということで、今回は協働という表現をしております。これの特に主役がだれか、県は何をするのかというところを前回よりもわかりやすく書いたものであります。

具体的な推進方策の中で御説明申し上げます。18、19 ページであります。これは7つの政策の産業・雇用の部分であります。産業創造県いわての実現の部分のところで、7つの政策、18 ページでは7つの政策の産業・雇用分野に係る評価の結果、現在評価結果を取りまとめておりますが、これを記載することとしております。現状がどうなっているか、課題がどのようなものがあるのか、あるいは発災によりどのような影響があるのかなどなどでございます。

今後の方向性について、20 ページ以下のものから抜粋したものを今後の方向性で記載しているものであります。具体的には、例えばということですが、産業創造県いわてのうち、今回新たに取組が入りました 36 ページをごらんいただきたいと思っております。36 ページは 6-2 としてございます。これは 1 から 6 まで、1 は国際競争力の高いものづくり産業の振興でありまして、2 が食産業の振興、観光産業、以下地場産業、次代につながる産業育成、商業・サービス業の振興という切り口を横断する取組として、6-2 として中小企業の経営力の向上というのが東日本大震災津波によりこういう取組は必要ではないかということから、6-2 として横断的取組として整理したものであります。

これらの表現の中で、6-2 のみんなで目指す姿といたしましては、また以下のところで東日本大震災津波により被災した中小企業等が事業を再開し、協業化や企業間連携により取り組むことによって、高効率化、高付加価値化経営が図られるとともに、新規創業が活発に行われることによって、沿岸地域の産業が高度に再生されていますというのを目指す姿、指標にしたものであります。指標といたしましては、例えば 1 番が法人県民税における法人税納付事業者、沿岸地域における被災企業の事業再開率ということで、目標値の考え方といたしまして、①についてはどのような考え方か、②についてはどのような考え方かを記載しているものであります。例えば②については、被災企業の事業再開率を現状では 57% となっておりますので、それを目標年次までに 80% まで向上させるというものであります。現状というところで、現状がどうなっているかということで、中小企業の重要な役割を担うことから、丸の 4 つ目になりますが、先ほど申しました沿岸地域の商工業者 1 万 3,299 社のうち 7,395 社が被災しており、23 年 10 月には 57% が事業を再開しているということを受け、基本方向として中小企業の身近な商工団体によるというようなことで充実強化を図ると。また、37 ページであります。被災した中小企業の再建支援を行うなどと書いているものであります。

具体的な取組項目、主なものといたしまして、①から⑤までであります。そのうち⑤では、例えば中小企業の再建支援ということで星印を記載するものであります。

取組に当たっての協働と役割分担、最後の部分であります。企業みずからが自主的に人材や技術力、商品、サービスなど、持てる力を最大限に発揮する努力をするというようなことを書いております。このため県ではということ、県はどのようなことをするか、市町村はどのようなことをするかということで、協働の役割分担の考え方を記載

しているものであります。

以下、38 ページには、専門用語的なものは米印でプロジェクトマネジャー、カイゼン、産業復興機構などについては注釈を加えております。

42 項目すべて御説明申し上げるわけにはいきませんので、かいつまんで御説明申し上げます。

次に、53 ページであります。農林水産業分野のうち、10 番目の項目、重要政策項目 10 であります。消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立ということで、これは農業、林業、漁業の生産額を指標としたものであります。例えばということで、目標値の考え方といたしまして、③では被災した状況から 8 割までの水準に戻すということで目標値を掲げたものであります。現状については、先ほど同様に現状を記載しております。

54 ページになりますけれども、主な取組内容であります、①の全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成、これは星印のついている復興関係であります。そのうち 4 つ目のポツであります、原子力発電所事故による放射性物質の影響を踏まえということで、その結果を公表するとともにということで、原子力発電所の事故に関する取組を記載しているものであります。同様に、②の右側の 55 ページの畜産の部分でも、原発関連について記載しております。さらに、水産物の生産体制の再構築と生産拡大、あるいは高度な技術開発の推進ということで、復興関連の部分に記載しているものであります。

以下省略いたしまして、次に 92 ページが地域防災力の強化ということで、新しい指標の関係で御説明申し上げます。92 ページが地域防災力の強化ということで、みんなで目指す姿はということに記載し、自主防災組織の組織率ということを目標値として掲げたものであります。この目標値の考え方は、平成 30 年度までほぼ全戸をカバーすることを目指すということであります。

次に、大変恐縮であります、142 ページ、34 番、地球温暖化対策の推進ということで、再生可能エネルギーの電力自給率を指標とし、さらに 1 世帯当たりの年間二酸化炭素排出量を記載したものであります。目標値の考え方といたしましては、再生可能エネルギーの目標値を 35%、発電量であります。推進方策ではエネルギー全体であります、今回は発電量が指標となっております。ということで、目標値の考え方などなどあります。

具体的な目指す姿を実現するための取組といたしまして、右側であります、主な取組内容といたしまして、県民運動の推進、再生可能エネルギーの導入促進、地域のバイオマスの総合的な利活用の促進を掲げたものであります。

次に、大変恐縮であります、160 ページが安全、安心な暮らしを支える社会資本の整備ということで記載しております。この欄では、指標が現在検討中ということで、総合的な指標はどのようなものが適切かということで、大変恐縮であります、現在検討中ありますので、空欄とさせていただきます。復興計画以外の部分で河川の整備率、あるいは土砂災害の部分、通学路における歩道整備などなどが社会資本の整備となっております。

目指す姿を実現するための取組として、161 ページでは多重防災型まちづくりということで、津波の部分に記載しております。さらに、地震・洪水・土砂災害の推進、以下

次のページであります、日常生活を支える安全な道づくり、あるいは道路ネットワークなどなどであります。

時間の関係上省略させていただきますが、目指す姿指標の一覧表が 176 ページから 178 ページまで記載しております。目指す姿は、現在のところは 96 指標であります、現在検討中の指標もございますので、御了承いただきたいと思っております。

さらに、今後のスケジュールについて簡単に御説明申し上げます。資料 2-1 に戻っていただきまして、2-1、A3 判横長のうち、右側のところでもあります。右側のところには、今後の策定スケジュールを記載しております。本日第 61 回の総合計画審議会でございます。この後、21 日以降、パブリックコメントを実施いたしまして、県議会の定例会を経た後、パブコメは終わると。その間地域説明会を実施してまいりたいと思っております。パブコメ、地域説明会での意見の反映を踏まえ、意見を反映させながら、大変恐縮であります、12 月 26 日、年末であります、第 62 回の審議会をエスポワールいわて、こちらではなくエスポワールいわてで、総合計画審議会を開催したいと考えてございます。この中では、今回は工程表、23 年、24 年、25 年、何をやるかというのが書いてございませんので、工程表を含めて御審議いただきたいと考えております。なお、地域編につきまして、策定状況を見ながら審議内容について決定してまいりたいと思っております。その後、取りまとめ、議会等の説明などを経まして、2 月には公表したいと考えております。

以上、非常にボリュームがあるものを短い時間での説明でありますので大変恐縮であります。前回事前にお配りしている資料と若干内容が異なっておりますことをお詫び申し上げます。よろしくお願いいたします。

○**藤井克己会長** ありがとうございます。いわて県民計画の政策編ですね、第 2 期アクションプラン、百七十数ページに及ぶ第 1 次案、それから今後の策定スケジュールについて説明してもらいました。次に政策編の頭の 1 ページから、はじめにというところから 4 ページまでの部分について、それから、7 ページからの具体的な政策推進目標、これは第 1 期アクションプランとの違いを比較しながら説明してもらったところです。

質問からで結構ですけれども、委員の皆様から何か御意見、質問ありましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○**間健倫委員** 県民所得の水準の乖離を縮小するとなっております。ここで再度具体的な問答があれば聞いておきたいのですが、まず今までですと乖離は縮小していると書かれてあります。今後産業振興に向けた取組等を強化することになっておりますが、震災、津波のあれがあって以来、もともと県南と県北の所得格差というのも今まで言われてきたわけでございます。それから、また今後考えられることは、内陸部と沿岸部の、特に被災地のほうで格差が大きくなってくのではないかなと思いますけれども、その辺、例えば県南、県北はどのように具体的にやっていくのか。それから、内陸と沿岸部、被災地等、これどのように考えているか、その辺のところもしありましたらお知らせ願いたいのですが。

○**事務局（大平政策推進室政策監）** まず、県民所得でありますけれども、県民所得はいわゆる雇用者報酬という部分と企業所得の部分から成り立っております。産業振興を進

めるという考え方は、これらの両方にかかってくるわけでありまして、特に県北、沿岸部につきましては、食の部分が非常に大きなところを占めております。それで、地域編についても同様の考え方で書き込みは行いますが、例えばということで食産業の振興というのが 22 ページのところに書いてございます。その指標でありますけれども、これは製造品出荷額になりますけれども、県内の県民所得を分析いたしますと、非常に食料産業というのは大きなウエートを占めております。実は、県民所得に関する影響というものは、自動車とかの輸送機器よりも大きいというところあります。製造品出荷額では自動車は非常に大きいわけですが、食産業は県民所得に関する影響が非常に大きいと。これは、中でつくって外で売るということで、自動車の場合ですと材料を買ってきて売ることがありますので、所得という面では非常に食料品の製造品出荷額というところとか水産加工というのが、いわゆる県北、沿岸が強い部分がかなりきいている部分があります。したがって、水産加工をまず戻すということ、あるいはプロイラー産業などで今回県北も打撃を受けましたので、そのようなもので食料品の製造品出荷額を伸ばしていくというのが所得の面では非常に有効だと考えております。

一方で、内陸部については、雇用の受け皿というのが非常に大きいと。自動車産業について、あるいは電気もそうでありますけれども、いわゆる製造業の部分では雇用の受け皿ということで、それは雇用者所得にかかわってくる部分がありますので、それらについては当然のことながら内陸部で雇用を一たん吸収しながら、例えば沿岸の水産加工が復活することによって雇用をさらに、地元に戻っていただくなど、そのような総合的な取組が必要ではないかと考えております。このような考え方から、県北沿岸の振興を図っていく必要がある、県民所得の面からは図っていく必要があると考えておまして、これは県北の地域編が今策定中でありましてけれども、同様の考え方が盛り込まれるものと考えております。

○藤井克己会長 となりますと、目指す姿指標一覧表とあるのですが、ここに何か所得というのが指標にはほとんどダイレクトには出てきていないですね。

○事務局（大平政策推進室政策監） 県民所得につきましては、あくまでも国民所得との水準乖離の縮小ということでありますので、目指す姿指標とは別管理になります。

○藤井克己会長 今の御説明ですと、雇用の場をきちんと確保して、そこで生産を高めて所得に反映されるようにしていきましょうということですね。

○事務局（大平政策推進室政策監） 人口、県民所得、雇用というのは、総合的な指標になりますので、いろんな施策を打ちながら……

○藤井克己会長 最終的にということですか。

○事務局（大平政策推進室政策監） そういうことになります。

○藤井克己会長 はい、どうぞ。辻委員、お願いします。

○辻龍也委員 今の議論とも関連のあるところなのですが、県民所得の国民所得に対する県民所得水準の乖離を縮小するということが指標としているということなわけですが、この指標そのものは震災の後ということになると前提が違って来たのかなという気がしております。同じ条件で、同じ条件というのは全国と岩手県ですけれども、同じような状況の中で競争するというようなことであればよろしいのかと思うわけですが、ここ二、三年、短期的には乖離率というよりは、1人当たりの県民所得水準、こ

れをどうやって早くもとのレベルに上げていくかということが求められているのではないかと思うのです。長期的には、乖離の縮小という目標で結構だと思うのですけれども、短期的にはむしろ今申し上げた絶対額に注目する必要もあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（大平政策推進室政策監） 絶対額の議論は、この県民計画の前のいわて希望創造プランで260万円を目指すということで掲げたわけでありましてけれども、実際はなかなか経済の状況により県民所得の向上を県の取組として上げていくのは非常に難しい状況があるというのがまず1つであります。

一方、所得水準を上げていくというのは、乖離を縮小するために何をするかということ、当然のことながら所得水準を上げていくということが裏の目標には隠れているわけがあります。当然のことながら国の所得を下げるということではなくて、当然我々が上がっていかなければ乖離は縮小しない。ただ、全体のトレンドとして、例えば前回の場合ですとリーマンショックというのが20年にありまして、では今後は震災を踏まえてどうなるかというのは、指標とすれば2年遅れ指標になりますので、すぐに把握するのは困難かと思っております。

一方で、復興事業というのがまた見込まれておりまして、これが県民所得にどのようにはね返るかというのが非常に難しいのかなと思っております。県予算でいいますと、ことしは5,000億円ぐらいふえるわけでありまして、それらのものはある程度所得のほうにははね返るものだと思いますが、これが何年間か続くと思われましてけれども、県民所得に対してどのようになるかというのは分析しきれていないところがありますので、従前の第1期のプランと同様の県民所得の水準の乖離を縮小するという表現にしたものであります。

○藤井克己会長 はい、どうぞ。高橋委員、お願いします。

○高橋由一委員 今との関連あるのですが、であればGNPに対する岩手の生産額、岩手GNPがどうなるのだろうという視点でのとらえ方が私はもう一つ必要だと、こう思います。今お話しされましたのは、県民所得、どこを我々は目指すのだろうという、アクションプランですから具体的な数字があったほうが良いという希望があったのだと思います。また、前にそういう260万円という話もあったわけですから、私たちはそういうところをお互いに目指すのだというのは、県民に対して具体的にわかりやすいのではないかなと、こう思います。

私は、もう一つ広く考えれば、県民力の向上というのはどういう視点でとらえるのだろうと、こういうふうに思っています。ちょっと統計見てみますと、最近のデータはちょっとないのですけれども、少し前のデータですと、岩手県全体で見た場合、基本指数だとか、産業指数だとか、消費指数ってあるわけですね。その指数で見た場合に、岩手県は市町村別で見ると非常にアンバランスなのです。人口が減っただけではなくて、産業力も落ちたと、消費も落ちたと、こういう部分があるのです。私は、そういうのが今度地域編に出てくるのだろうという期待はしますけれども、アクションプランの県の政策編からすれば、県民力を上げるというのが一つの目標だと、そういう中に具体的なものが出てきたと思いますので、その関連が7つの政策の中にあると、あるいは6つの目標にあると、こう思いますので、具体性をそこにつないで、最後の計画目標につなが



ればいいのかなと、こう思います。

その次の話題です。この計画目標は、地域編にいったときに、33の市町村があるのですが、どこでどのくらい上げるのだろうかという振興局単位の目標なのか、33の市町村の目標なのかわかりませんが、数字はばふっとしたものではなくて、もう少し地域性と現実性のある数字にすべきだろうと私は思いますので、積算、試算過程があると思いますので、それを前提に、それは振興局の仕事としてやるのだというのであれば、私ども市町村の個別計画、長期計画の中に具体的な配慮をしなければならないと、こう思います。そういう意味での関連性はどのようなだろうと、これが2つ目です。

それから、3つ目ですが、私は計画の中でそれぞれみんな重要だと、こう思っていますが、最後に社会資本・公共交通と書いていますが、いわてを支える基盤、これをどういう形で具現化するかというのが大きな課題ではないかなと思います。ここには、いわゆる産業振興につながるものもあるし、生活インフラの向上につながるものもありますし、それから学校教育の関係で子供たちをどうするのだと、こういう部分もあります。私は、日本国全体が少子高齢化だと、こう言っているわけですから、ここの問題の人口のとらえ方一つとってみても、社会減少だけが人口の問題ではないのだと思います。社会減だけが。いわゆる自然減に対する対応が子育ての欄には載っていますけれども、どこの市町村も婚活含めて、若者、結婚、こういう問題を大きな課題にしているわけです。私は、そういう問題は県政課題の一つだろうと、こう思いますので、どこに載せるのが妥当のかなと思います。岩手を支える基盤だということであれば、そういう中での網羅の仕方がいいのかなと、こう感じております。私は、やっぱり県政計画、私たちの市町村においても、人口問題は大きな課題なのです。その課題が社会減の問題だけでなく、自然減の問題、それに対する対応をどうするか、もう一つは高齢化の問題もそのとおりです。福祉コミュニティの問題で載っていますけれども、本当に高齢者26%、県全体でも超えているわけです。ところが、地域格差は非常に大きいと。そういう地域格差に対する県と市町村の取組を一体性の中で高齢者福祉を考えるとというふうに計画がつながるのだろうと思いますが、役割分担のところを見れば市町村が連携ぐらいいで終わっているわけです。きょうは各団体の皆さんおいででございますので、各団体とのつながりもまた大事だろうと、こう思ったのです。

そういう意味で、高齢者福祉の問題は、実は高齢者の運転免許の返上ですか、返納、これが各地域で起きている。現実には交通事故防止から見れば厳しくしなければならない、こういう面もあります。それが公共交通だけで解決するかというと、私はそうではないだろうと。そういう意味で、本当に高齢者のそういう対応というものは、施設があればいいという問題ではないので、そういう点も含めて幅広く検討することになるだろうと、こう思っています。そんな点から見れば、このアクションプランはトータル的に整備されていますからそれ以上のことはないのですが、もう少し吟味してみれば、課題解決型のアクションプランだと、こう言っているわけですから、課題の浮き彫りの出し方といいますか、先ほど評価をしたものに対する足りないもの、あるいはうまくいったがもう少し手をつけるべきもの、いろいろあると思います。そういう視点でもう一度吟味をしたのが地域編に出ればいいものになるのかなと、こういう期待もいたしておるところでございます。

そういう中で、最後の話題にしたいのですが、今回の災害を通じて感じましたのは、被災地の皆さんのそういう大変な部分ありますが、同時に情報インフラという問題が大きな課題だと。電気がない場合はやむを得ないと、こういうレベルではないと思います。そういう意味で、衛星電話を含めてどうやって災害ネットワーク、情報ネットワークを組むかというのは、自主防災をつくりなさい、地域課題として取り組みなさいということだけではないのです。そういう意味で、私は県の組織機構にも影響するし、私どもの市町村にも影響すると、そんな感じがしていましたので、今回の反省点がいろいろこの中に出たのだらうと思いますので、もう少し突っ込んでいただきたいと思います。

長くなりましたのでここでやめますが、何としてももう一つ申し上げたいのは、実は財政問題です。このくらいの事業をやるのに、5,000億円のプラスで1兆2,000億円ぐらいの予算化されるのだと思いますけれども、県税が余り伸びない、あるいは伸び切れないと、こういう状況の中、本当に財政課題としてこの事業をこのくらいやるのには本当に大丈夫だろうか。私たち市町村も、一体となった二重行政を取り除いて、これとこれだけ一緒になってやりましょうというものをもう少し明確に出したほうが市町村の、あるいは県民も具体性があるのかと、こういう感じをいたしております。所感を含めて申し上げました。

○藤井克己会長 市町村の立場からの具体的な御意見いただきましたが、5つほどでしょうか、最後の財政含めて5つほどになった、私もちょっと十分メソシ切れていないのですが、どうでしょうか、何か関連して委員の方から御意見あれば。

広田先生、全般に関連してですか。

○広田純一委員 全部で6つぐらいあるのですが、分けましょうか、今の御発言に絡むことでいきましょうか。

○藤井克己会長 そうですね、まずそれで県からの答えも求めますので。

○広田純一委員 では、今の御発言に絡むところだけ。

○藤井克己会長 関連するところだけまずお願いできますか。

○広田純一委員 それでは、人口の話なのですが、9ページ、人口の指標を社会減というふうに置いていらっしゃるわけなのですが、私も町長の御発言に全面的に賛成で、生産年齢人口とか年少人口、これを目標値に置けないだろうかというのがあります。と申しますのは、総人口の減少は、これからふえた高齢者が亡くなっていくことがかなり大きな影響を占めます。ですから、見かけの総人口が減るところにちょっと惑わされるとまずいので、生産年齢人口がどれぐらいの水準でいくのか、それからさっきの子供さんの話でいくと、15歳未満の年少人口に着目すべきではないかなと思うので、目標値としてはそこら辺を少し入れておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。それが1点です。

それから、もう一つかわりあるところでは、県民所得の話なのですが、金銭で評価できる部分以外の部分も、せつかく岩手なので、さまざまな豊かさ指標というのが出ていますよね。ああいうのも入れておいてもいいのではないかなと思います。金銭で評価できない部分の環境とかコミュニティだとか、そういうものを評価する指標がいろいろ出ていますので、そういう指標で見れば岩手はそこそこいいところではないかということもあるのです、そんな指標も検討されてはどうかと思います。

とりあえずこの2つ。

○藤井克己会長 後のほうは、第1期のときにも、県民満足度か何かちょっと議論になったことありますね。記憶していますけれども。人口の自然減の問題にもコメントありました。たしか生産年齢人口で、県民所得の考え方も1人当たりとなったときに生産年齢人口に対してどうなのかと見たときに、その辺の人口減になると、県民全体で割り算するその分母が少し意味合い変わってくるということもあると思います。大平さんからいいですか。

○事務局（大平政策推進室政策監） たくさんいただいたので漏れるかと思えますけれども、まず総合的な指標で何がいいかということで、人口など県民所得、これらは総合的な指標として掲げたものであります。このほかにいい指標があればということで、ちょっと勉強いたしますけれども、なかなか適当な指標がないということをもっと御理解いただきたいと。豊かさ指標といったかどうかわかりませんが、国のほうでもアンケートということで評価はしておりますが、非常に緻密なものではないということで考えております。

あと、人口の関連では、広田先生から生産年齢人口、年少人口ありましたが、まず県民に子供を産んでいただくとか、例えばですね、そういう指標は非常に難しいということで、今1.39という指標が出ているわけですが、それは維持指標として出ております。一方で、生産年齢人口というところは、これは実は人口の社会減の大半が生産年齢人口にかかわる部分になっております。具体的には18歳から20歳、20歳から25歳までの転出者が非常に多いということで、この方々が帰ってくれば生産年齢人口は上がるということで、これは自然減とは関係ないわけですが、人口の部分と生産年齢人口というのはそのような考え方と認識しております、人口の社会減を減らすということは、すなわち若年者の雇用をふやすということと一緒になると考えております。

あと、県民所得全体の話でいきますと、実は一貫して下がってきて、傾向とすれば平成11年から12年をピークに下がってきております。したがって、なかなか指標としてはしづらいというのがございます。ただ、これらについても全体というのと、1人当たり県民所得という考え方がありますが、市町村の所得について、個々の市町村でもアンバランスというか、金ヶ崎さんみたいに高いところとか、いろいろ低いところまで、さまざまところがあるわけでありまして。これらを地域編で目標とすることについては、県民所得とか人口の部分について、地域編の中で具体的な指標とすることは難しいと考えております。それをさらに個々の市町村レベルまで落とすとか、分析してというのはなかなかさらに難しいものと考えております。所得についても、市町村の所得と県民所得全体のタイムラグというのがございまして、これらの指標化が非常に困難な部分が出てきております。

あとは、情報の部分については、個別の工程表というのがまだ出ておりませんので、本日いただいた御意見を工程表の中で県の取組としてこれから書き込みをしていきたいと思っております。

あと、地域防災計画というのも現在見直し中ですので、県民計画アクションプランにのらない部分で、例えば情報の災害時対応の配備とか、そういうようなものは

地域防災計画などによってくるのかなと思っております。

○千葉政策地域部長 人口の問題が多々ございましたので、私も人口の関係で今思っていることとか、考えていることを先に申し上げたいと思います。

2年前に長期ビジョンをつくったわけですが、この際10年間見越して政策が長期ビジョンと4年ごとのアクションプランになっているわけですが、10年間見越して政策がどのように変わっていくのかと、その前後の人口の高齢化というのは非常に大きい問題でありまして、それを視点にこの10年間で政策もいろいろとそのウエートが変わっていく。先ほど町長さんのほうから高齢者の免許を返還した場合の足の確保はどうするのだということの一つの課題だというような御指摘もいただいたところでございますけれども、例えば県民の間でも話題になります、例えば特別養護老人ホームの定員をどうしていくのだという話もございます。非常に不足しているという状況はあるわけですが、では人口の長期的な移動のスパンを見た場合に、大体どの辺のところまで整備をしなければならないのかと、逆に言うとそこを超えた場合に施設だけが残るといったような形もありますので、その辺のところも含めて考えなければならないということで、例えば、これからの人口の高齢化のトレンドと、それを踏まえてどの程度特養施設が必要なのかということの研究も県立大学さんとやらせていただいたり、そういうふうな長期視点の政策研究も一部やっているところではございます。ただ、政策的な研究はすべての分野を行っているかということ、残念ながらそういう状況ではございませんので、今回特に人口の中で議論いたしました、4年間のアクションプランは1つつくらなければならないのですが、そういう長期的な政策のトレンドをどういうふうに議論していくかということは、別な観点で私どもやっぱり業務として絶えずここを考えて進めていかなければならないのかなと思っております。

また、もう一つ、人口の関係で婚活の話もございましたが、やはり2年前に、当時町村会から御要望がありまして、婚活についても本来行政の分野がよくわからないけれども、やっぱり今時点では何らかのアクションを起こすべきだというような話もございました、実は長寿社会振興財団のほうにお願いして、いわゆる婚活のイベント等への支援制度をつくっていただいたりとか、あと県のほうでいいますと子育て支援のための、例えば若いお母さんの方々のための携帯電話からアクセスできる、ホームページへのアクセスの仕方ができるシステムとか、いろいろとやらせていただいたところもございました。やはりそういった人口動態、今後の動態に応じて政策のめり張りをどういうふうにつけていくかというのは非常に重要な問題だと思っておりますので、体系的に進める話と、あと冒頭申しましたようなある程度の長期スパンの中でどういうふうに見通していくかという話と両にらみで進めていく必要があるのかなと思っております。今回も実は私ども、人口の問題はかなり議論したのですが、アクションプランという一つの集約の中で議論していますので、どうしてもこの4年間という話になってしまいます。ただ、それだけでいいのかということについては、当然それだけでいいとは考えておりませんので、そういうふうな長期的なスパンについての施策の展開についての視点も十分持って議論をし、また何らかの形でここでも御議論いただきながら進めていく必要があるかと考えております。

○高橋由一委員 すみません、そのことについてちょっと触れさせていただきます。

人口問題は、県、市町村それぞれ認識は共通していると私は思います。やはり岩手県、5年間で5万4,000人減ったと、しかし世帯数は45戸ふえているのです。48万3,000戸ですよ。この水準が変わらないということは、世帯数はそのとおり、空き家がふえているとかあるかもしれませんが、いずれ世帯数は動かないが、人口はそのくらい減ったと。これは、地域格差がなければいいのだけれども、地域格差があるという大きな問題。ですから、地域編でそういう話題が、アクションプランから地域編にいったときに大きな課題になるでしょうということです。

それから、広田先生お話しされましたように、生産年齢人口は最大の課題なのです。岩手県は60%ですが、かつての60%の水準からまた落ちるのではないかなと思います。この年齢の問題は確かにあります、15歳からという問題がありますが、基準、統計上の話ですから、これをどうやって維持するかということと、藤井先生が来ていますけれども、産学共同で子供たちをどうやって県内にとどめ、そして産業化との連携をどうやっていくのだというのが私は大きな課題だと思うのです。ですから、社会減に対する対応はいろんな組み立てでも必要だと、しかし雇用の場がなければならぬ。雇用の場をつくるにはアクションプランの最後の社会資本整備のところには必ずいくわけです。ですから、トータル的にお互いに連携し合って行う事業と政策目標が、きずながはつきりしなければならぬと。しかし、その最大は人口です。

岩手県は、皆さん御案内だと思いますが、女性の数が多いのです。ところが、高齢者で多いのではなくて、44歳以上のところが多いのです。各市町村ごとに調べてみれば、非常に格差があるのです。そういう点で、女性が多いのがいいとか悪いとかそういうのではないのです。それが何の現象をもたらしているかという問題点をそこから出すべきだろうと、こういうふうに思っています。44歳以上は全部女性が多いのですが、あるところは65人ぐらい少ないところもありましたが、5歳刻みでは全部そうなのです。それと、地域ごとに見れば限界集落の問題だとか、私はやっぱりそういう点をきちんと表に出したほうが、今、部長さんがお話しされたように、論議した、それが結果として期待されるような政策、あるいは目標になるべきだろうと、こう思いますので、そのことだけをお願いしたいと思います。

○藤井克己会長 具体的な御意見ありがとうございました。9ページと10ページに政策推進目標、それから具体的な6つの目標というのが掲げられていまして、継続分が4つとなりますから、ちょっと第1期のアクションプランから目標、中身が、また順序も変わっているのですけれども、人口と県民所得と雇用環境、今も御意見ありますように、すべてリンクして人口の社会減の問題とか、また人口の自然減ということになると、逆にその次のページの地域医療とか、あるいは関連する福祉の問題なんかも、またここにもかかわってくるのではないかなと思って見ておりました。そういう点で、それぞれ項目は別立てになっていっていますが、複合的にリンクしていると。総合的な施策をしなければいけないし、一方で町長さんの御指摘ありましたように、かなり地域ごとの特性といたしますか、違いがありますので、そこも押さえながらという地域編立案していくということになるのだと思います。

何か、よろしいでしょうか。県から特に御回答はないですか。では、千葉部長、お願いします。

○**千葉政策地域部長** 非常に多岐にわたる話でありまして、人口問題が岩手県で大きい問題だということで、ただいま委員の皆様から御指摘をいただいていると思っております。4広域圏に分けて地域編を策定しているわけですが、そこら辺の特に各地域ごとの特性といたしますか、人口の動態を踏まえて、あるいは先ほどお話ありましたけれども、産学官でどうやって岩手県内に若いをとどめ、県内で仕事をしていただくか、それが岩手県の経済の活力にもつながるとい話でありますので、そういうところのいわゆる仕組みといたするか、あるいは今の仕組みを改善するという話かもしれません。新たな仕組みかもしれませんが、そういうのをどうつくっていくということを十分考えながら、この4年間の事業展開を考えるということは、県全体あるいは地域、各4広域でもそういうふうな形での議論等をやっていただけるように、私どもとしても今後進めていきたいと考えております。

○**藤井克己会長** ありがとうございます。

ほかに県から何かコメントありましたらお願いします。

○**事務局（小原総務部副部長）** 予算、財政面の御質問がございました。この県民計画、これ自体がまだ精緻に積み上げてはございませんが、復興計画、これ自体は市町村の財源を含めましておよそ8兆円というふうに言われてございます。今年度、先ほど事務局からも説明ありましたが、実際に現在も事業しています、例年の倍近い金額になっていきますが、ただ今回の復興はまさにこれは岩手県、また市町村の力だけではどうにもなりません。これは、まさに国による力強い支援が不可欠であるということで、さまざまに国に対して要望を重ねておりまして、特別交付税の措置、あるいは復興交付金などなど、基本的には全額国費での対応ということを強く要望してきてございます。したがって、いわゆる上乗せ分につきましては、これはいずれ国費が基本というスタンスで臨んでまいりたいと思っております。

○**藤井克己会長** ありがとうございます。

○**間健倫委員** 関連して、よろしいでしょうか。

○**藤井克己会長** 今のに関してですか。

○**間健倫委員** はい。

○**藤井克己会長** では、簡潔にお願いします。

○**間健倫委員** 資料38ページ、中小企業の経営力の向上ということで、関連があるかと思しますので、願ひ的な発言をさせていただきます。

県以外の主体となっているところにいろいろあります。企業が努力することはもちろんのこと、産業支援機関、これだとか、特にも産業復興機構、注釈が下のほうにありますけれども、それらは県以外の主体ということで、その下のほうに、県がこれらの支援機関が主体的に中小企業者の経営改善努力を促進できるように支援とあります。主体的に、この支援機関が主体的にとありますけれども、ここにぜひ強力な県の指導力を発揮していただきたいと、このように思います。これは、現に被災地からしますと、被災地は物もない、何もないわけです。片や別のほうは物を持っているわけです。そこを同一にやってもらいますと、かえって格差が出る。私は、被災地を代表して、そのところ、もとの場所にどうして復興できるかと、こういうこと。ですから、例えばいろんな審査があった場合でも、例えばその企業が将来的なもの、資源というものの、意欲なりなんな

り持っていて、そういったのも評価の一部に加えて、何とか方策を考えるように県が指導力を発揮していただきたい、そのように願います。

以上でございます。

○藤井克己会長 この辺の書きぶりに関してはいかがでしょう。御回答はありますか。

では、補足をお願いします。

○事務局（高橋商工労働観光部副部長） 被災企業の復旧、復興に関しましては、ここにも書いてございますように、県のみならずいろいろな産業支援機関がございますので、商工会、商工会議所も含めてということです。それから、お話しのありました産業復興機構も含めてございますので、そうしたところの力がうまく組み合わされて企業のほうに伝わって、十分な効果的な対応ができるように、県としても支援をしていきたいというふうに思います。

○藤井克己会長 県としての具体的な動きの3つ目の黒ポツのところですね。ただ、上の2つは「県が」ということですよ。その辺の主語があれなので、3つ目のことだけ見ると、側面サポートだけみたいに読み取れるという、そういう御指摘かと思います。当然上の2つは県が主体的にこれは取り組んでいくのだという、そういう内容だと思えます。

それでは、広田委員、お願いします。

○広田純一委員 大きく分けると2点あるのですけれども、1つは放射線被害の対応の話です。10ページに防災という政策推進目標があるのですけれども、ここに含めればいかどうかはちょっと検討していただきたいのですが、既に御承知のとおり、県南でかなり高い放射線量が出ていまして、地元のほうはかなり困惑もあります。これにやっぱりきちんと対応することが必要だと思っていまして、この4年間のアクションプランの中でももう少し書き込むべきではないかと。一関市内の中学校、小学校も相当高い放射線量が出ていますし、除染とか子供たちの被曝対応をやっぱり県としてもきちんとやっていくべきで、ちょっと私は行政対応は遅いなという感じがしておりますので、このアクションプランの中のどの部分にどう、入っている部分もありますけれども、もう少し子供たちの健康、被曝に対するケアを進めていくべきではないかなというふうに思います。ですから、目標等のところにも、その件をちゃんと書き込むべきではないかなと思います。

それに関係して、産業のほうの55ページなのですけれども、先ほど畜産のところでも原発事故に伴う放射性物質被害の緊急対策とありましたけれども、同じように7番、水産物ですね、水産業に対する三陸の海の問題もあるわけですよ。これ黙っているわけにいけないので、触れないとかえって風評被害を増してしまいますから、やはりきちんとモニタリング等々のことは対応すべきだと思います。ここには水産物の生産体制の再構築と生産拡大「海」とありますけれども、ここには原発事故云々かんぬんは何も書いていないのですけれども、県南のほうで実際心ある漁業者さんなんかは心配されている方もいらっしゃるの、ちゃんと県としての対応も考えるべきであろうと思います。福島県沖だけの問題ではなくなる可能性もありますので、1点目は以上の放射性物質対応の話です。

それから、もう一つなのですけれども、観光の件なのですが、25ページの観光産業の

振興についてなのですが、冒頭に指標で宿泊数と観光客入込み数があって、当然のことながら平成 23 年度はがくっと減っています。特に海外の外国人の宿泊者が減っていると。この 4 年間で現状維持というか、昨年くらい前の状況に戻そうという目標なのですが、私はもう少し高く盛ってもいいのではないかという気がします。今沿岸では、被災地ツアーというか、研修的なツアーなんかで地域の雇用につながるような事業化という動きもありますし、それからボランティアでかかわっていただいた方が復興のプロセスというのかなり気になるようで、そういう方が将来の観光客にもなっていただけの可能性もある。ということもあるので、確かに 4 年間で震災前の状況までというのが現実的な目標かなとは思いますが、もう少し高くしてもいいのではないかなという、これはちょっと個人的な意見なのですがけれども、希望も含めてというような。

以上です。

○藤井克己会長 具体的な放射能汚染の問題と観光産業のことです。

それでは大平さん。

○事務局（大平政策推進室政策監） まず、放射線の問題であります。除染の問題についてはどのような書き方をしているかといいますと、150 ページをごらんいただきたいと思えます。150 ページが政策項目 36 番、多様で豊かな環境の保全のところ、150 ページの上のところ、⑨と書いてあるところでありまして、土壌の除染の措置ということで、学校、保育所などなどについてここで書いてございます。

あと、水産物関係のモニタリングなど、水産物については 61 ページです。61 ページの上から 3 つ目のポツで、原子力発電所事故によるというところで、全部まとめてではありませんが、安全、安心ということで、県産農林水産物の放射性濃度の検査を継続的に実施するというようなことを書いております。書きぶりがこれでいいのかということで御意見をいただいたと思っておりますので、これについては別途さらに検討してまいりたいと考えております。基本的には、放射線というのは政策なのかということもありますので、あと大分現状明らかになってきておりますので、対策のほうも明らかになりつつありますけれども、基本的にはモニタリングと除染と、あと風評被害対策ということで、それぞれ個別でありますけれども、書き込みをしているものであります。県は、あと放射線の基本方針というのをつくっております、別途この計画とは別に放射線だけの方針と対策もつくっておりますので、そちらのほうはそちらで進めてまいりたいと思っております。

観光の目標については、商工労働観光部から説明申し上げます。

○事務局（高橋商工労働観光部副部長） 観光関係の目標についてでございますが、話題に出ましたように、沿岸部の旅館、ホテルなどがダメージを受けているといったこともございまして、それにプラス風評被害みたいなのところもございまして、そういったことも踏まえた上で目標設定させていただいたというのが実態でございます。先ほど現実的な目標にするかどうかということもございましたけれども、そういった全体のスタンスの問題もございまして、そこは政策チーム等も含めて相談したいと思えます。

○藤井克己会長 間委員、関連。観光について。

○間健倫委員 先ほどの広田委員の観光に対する御意見に賛成するものなのですがけれども、思い切って原爆ドームならぬ津波ドームみたいなものをどこかにして、今後全国に教育



的な観点からそれを呼びかけると、絶好のいいチャンスではないかなと私は考えています。原爆ドーム、広島やっているように、津波ドーム、そこでいろいろ教育をすると、それで観光客、特に青少年の教育をしていくと、これを発信する絶好のチャンスではないかと思えます。ぜひ御検討をお願いしたいと、このように思えます。

○事務局（高橋商工労働観光部副部長） 観光についてでございますが、現行の案の中、26ページでございますが、主な取組内容の①というより、②の2つ上のポツでございます。被災遺構、被災体験の語り部といったようなことも意識して書かせていただいておりますので、被災地の方々の心情ということもあるかと思えますが、そういったことから、復興なりそういったことも含めて、いろんな形で観光資源にできるものについては積極的に取り組んでいく必要があると思っております。

○広田純一委員 観光という言葉が適切かどうかわからないのですけれども、復興のプロセスを全国とか全世界の方に見ていただくという、こういう視点が必要だと思うのです。私の知り合いも大勢ボランティアで来ていただいたのですけれども、やっぱりその後がすごく気になるわけです。ですから、そういう意味で岩手県が、特に沿岸部が復興で頑張っているのだという、引き続き関心と支援をお願いしますというようなメッセージを絶えず送っていくことが必要だと思うので、県がどの部分をやるかという議論は当然あるかと思うのですけれども、そういうような視点が必要ではないかなというふうに思っております。そうするとアクションプランの書きぶりももうちょっと、そのあたりを強調するような書きぶりでもいいのかなと思いました。

○間健倫委員 1行つけ加えさせてください。今被災地の心情に関してと、こういう言葉がありましたけれども、むしろ被災地、亡くなった方とか、その家族の方とか忘れてほしくないという声があります。ですから、その部分は持っていく方だと思います。これはぜひ広島から習って、その心情部分はクリアしていただきたいと。むしろ忘れてほしくない。そして、未来につなげてほしい。これが実際に遺族の願いでございます。

○藤井克己会長 それでは、何かほかの御意見。お願いします。

○菅原恵子委員 ちょっと違うかもしれませんが、目標達成指数の低かった新しい公共の創造とか協働について時間をいただければと思います。実は、気仙沼の鹿折地区から突然知り合いのつてをたどって、奥州市の私どものNPOにやってきた民生さんがいらしたのです。地域の人が生活が不便なのでどんどん流出してしまうから、一日も早く地元で商売を起こしたいのだけれども、行政さんに相談しても、どこに相談しても、資金もできないし、何ともならない、何かいい方法がないかなという相談だったのです。私たちは、岩手県奥州市のNPO法人なので、宮城県の鹿折地区というのは県外に当たります。それで、思い切ってせんだい・みやぎNPOセンターという東北で一番大きなNPOがあるのですが、そこはファンドを持っている組織なので、そこにコーディネートをして、そこで少し資金を出してもらったり、あとは財団に声がけさせていただいて、今実は鹿折地区で3つか4つの商店が連携してお店を、販売店を、仮設なのですけれども、出して、財団やファンドのお金を利用して、やっとなもなく屋根を上げることができると。それから、駐在所も流されてしまったので、駐在所は駐在所でお金を出してつくって、そこにお巡りさんにいてもらうことになって、その隣に地域みんなが集まって話をしたりお茶を飲む場をつくることになったといううれしい知らせが入ってきた

のです。それで、私は奥州市にいながら、あれ、こんなことも可能だったのだなど。被災地に直接行かなくても、被災地の情報が入れば離れていて支援ができるのだなどというのを実感したので、実は今ちょうど遠野まごころネットに中央部から阪神・淡路大震災の支援ノウハウを持っている方が多数出入りしているので、ちょっと御縁のあった先生にお願いして、後方支援のあり方について教えていただけないですかとお話ししたら、いいですよと御快諾いただいて、奥州市のNPOに参加している個人レベルの人が十五、六人集まって、内陸部の後方支援のあり方を勉強したのです。4回ぐらい勉強しました。いろんなことがわかって、やっぱりノウハウ持っている人の話ってすばらしいなと思ったのです。

それで、実は具体的に東京の中央大学が今気仙沼南部にボランティアで入っているのだけれども、現地に宿泊場所がない。私地理的に余り詳しくなかったのですけれども、奥州市は実は気仙沼南部に結構近くて、1時間半ぐらいで行ったり来たり、仙台行くより近いというのです。それで、宿泊場所として奥州市は考えられませんかねということで、みんなで集まって、どうせなら後方支援が内陸部に1つあってもいいと思うので、遠野だけではなくて、長いスパンの支援を考えたら、新幹線の沿線上に幾つか後方支援の拠点があってもいいのではないかと思って、任意団体をつくって、ぜひ行政さんや社協さんに協力していただきたい、協働のメンバーとして入っていただけないかという交渉をしてきました。感じたのは、協働の壁は分厚いなと。かなり難しくて、お墨つきのようなものならあげてもいいですよ、要するに名前だけならあげてもいいよぐらいになってしまって、それでも民間とすればまだ実績つくっていない段階で、名前だけでもかしてもらえればありがたいのかなと思って、協働の壁とにらめっこしながら今一歩ずつ、内陸部での後方支援の組織を何とかつくろうと思って頑張らせていただいているのですが、やっぱり協働は民間レベルからすると、垣根が高い。だから、何か協働を育てるような仕組みができればいいのかなと思うのだけれども、そこまでまだ私たち知恵が回らない。または広田先生のような、藤井先生のような学識のある方に教えていただく機会があればいいですよ。民間力を育てるのってこれからとても大切になると思うので、協働を育てていく仕組みづくりのようなものが何かできるといいのかなと思いました。内陸部に後方支援の拠点できるのって、中央部から来るボランティア団体は恐らくだんだん数が少なくなっていくと思うので、今度は岩手の内陸に住んでいる人たちが沿岸部と連携とりながら、県境を越えた支援だって私いいような気が、距離的に考えたら宮城なんかは十分対応できると思うので、そういうものになってもらえたらすごくありがたいなというのを体験を通して感じました。

以上です。

○藤井克己会長 ありがとうございます。重要な御指摘なのですけれども、なかなか文言に盛り込むということは難しいのですが、ちょうど今の御指摘について、2ページ、3ページあたりに新しい公共など多様な主体との協働で模式図が書かれているのですが、協働の輪というのがあります。お題目はこのように書いて、では今菅原委員が御指摘のようになかなか具体的には展開しにくいものですから。

では、菊田委員、よろしくをお願いします。

○菊田悌一委員 2点あるのですけれども、その1点目が今の菅原さんと同じことで、N

PO活動しているときに同じようなことを思うことがたくさんあるのです。行政のさまざまな書物には、NPOとの協働、あるいは住民との協働と書かれて、そこがある意味では逃げ口になっているのではないのか。それを書くことによって、ある意味では丸くおさめてしまうというような部分が多少はあるのではないかと思います。実際にどのように具体的なNPOとの協働を考えていますかという、県庁ばかりではありませんが、答えに詰まってしまうことが多いことがあります。それから、こういったことを本当に行政とNPO、住民とを結ぶとしたら、もっと第三者機関によるコーディネート、あるいはシステムを考える公平な立場で結びつけていく機関が1つなければならぬのではないかなど。その窓口立つNPO・文化国際課が大きな役割を果たしてくるのではないかなどということを思います。今本当に協働という言葉、菅原さんおっしゃったこと、多分NPO活動をしている人たちは大きな問題としてとらえていると思います。

それから、もう一つ、31の項目、130ページの文化芸術の振興なのですけれども、前回の審議会でもいろいろ述べさせていただいて、その時点で被災地の方たちが今それを求め始めているということをお話をいたしました。それで、その中で復興の計画の中にも、今までどおり長期のプランの中で取り入れていくのだよという力強い資料も見せていただいて、本当にありがたいな、うれしいなと思って、それが具体的にアクションプランの中に目指す姿なり、取組なり、役割分担なりという形で書いていただいて、全くこのとおりであり、またこのとおり進んでいけば非常にいい形でさまざまな文化活動等が復旧、復興されていくだろうなというふうに思っております。ただ、被災地と一くくりに言えない部分がたくさんあるのです。当初被災地に行って何か文化活動のお手伝いをしたいと申し上げたときには、まずそれどころではないというのが正直な皆さんの受け方でした。それが秋口から、やってもいいよという形になってきましたが、なかなか現地でできない部分もあって、内陸部に来ていただいて一緒に活動していただいたりもしているのですけれども、来年全市町村で芸術文化復興支援事業を組みたいと計画している旨を申し上げたら、一番早いところで前日、翌日の朝には教育委員会として全面的に協力して、先ほど申し上げた協働事業としてやっていきたいと思っておりますとお答えをいただいた町もございます。本当に変わってきているなど。ただ、相変わらず窓口がどこになったらいいのかと、その自治体自体で迷いながら、その話をまず承っておきますという段階のところもあります。でも、いずれ一歩ずつそういった活動が進んでいることだけは確かであります。それで、ここに指標の中に民俗芸能のネットワークのということで、343団体が最終的には380団体というような数値もございますけれども、これ被災地の郷土芸能とかの数値もとらえられていらっしゃるでしょうか。

○藤井克己会長 御質問は、ポイントはそこですか。

○菊田悌一委員 質問はまずそこです。

○藤井克己会長 まだあるのですか。

○菊田悌一委員 今お聞きしてから。

○藤井克己会長 そうですか。では、まずお答えいただきます。

○事務局（高橋教育委員会教育次長） 教育委員会でございます。菊田委員のただいまの御質問でございますけれども、お話しのとおり、被災市町村のほうで文化芸術活動、今まで大震災津波でどうしてもやりたくてもやれなかったというような押さえつけられ

た気持ちがあるいは将来に向かって動き出したいという大きな力が出てきているというのは菊田委員お話しのとおりでございます、それでそれぞれの市町村のほうからこういう行事をやりたいというので、何か県のほうが窓口になってそういう外の団体等を紹介するだとか、また逆に外の団体から市町村を支援したいというようなお話をいただいております、そういうネットワークづくりというのは協力して今後とも力を入れていきたいというふうに思っております。

それで、ここの指標の関係でございますけれども、これは沿岸部も含めまして、発災前に、平成 22 年段階であった登録団体数をベースにしつつ、大震災以降、機能停止しているところも現にあります。そういうところを復興しつつ、将来に向かってさらに飛躍していきたいというような気持ちでこの指標を採用させていただいたところでございます。

○菊田悌一委員 ぜひそのところをお願いしたいなと思います。郷土芸能とか伝統芸能とかというのは、一度活動ができなくなると復活させるということが非常に難しい部分がありますので。それから、今おっしゃられたように、被災地の方々、意外に元気を今持っていらっしゃると思います。いろんなことに前向きになりたい、だけれども、具体的に何をやらせたいかということをとらえられないでいる部分もあります。そういった中で、文化活動なり芸術活動というのはすごく大切な、心も含めた意味で必要な分野ではないのかなと思っております。そういった発表の場。現状のところでは、発表の場とかも非常に少ないとも書かれておられますけれども、その中で文化会館の果たすべき役割も非常に大きいものがあると思います。しかし、文化会館も実は機能しないというところも実際あり、早いところは 24 年から再開に向けて動き出すよということも前回の資料で出していただきました。ぜひそれを地域のコミュニティづくりの一つの場として、もう一つは鑑賞型という機能よりも今地域にとって必要なのは、住民が参加して住民の人たちのお互いの元気を見せ合い、お互いの多様な文化を感じ合って、お互いが高まっていくということだと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。内陸と沿岸との交流も絶対これは必要だと思っておりますので、ぜひお願いしたいなと思います。

○藤井克己会長 今のは御意見、御要望ですね。

○菊田悌一委員 はい。

○藤井克己会長 ちょっと時間がたって詰まってまいりましたので、あとお一人、お二人ぐらい御意見を募ってからと思うのですが、よろしいでしょうか。

では、お二方、斎藤先生から。

○斎藤恵子委員 豊かな心を育む教育の推進というところの 26 番のところ、自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合が 56%と、自己肯定感が低いという県民の、それを目標として 60%、計画目標ということなわけですけれども、私も学校医とかいろいろやっております、また不登校のお子さんとかつき合ってみまして、もっと高い自己肯定感を持っていいのではないかと。それで、学校教育の場で先生方がどのように教えているとかそれもあると思うのですけれども、一度教育委員会の先生にもお話し申し上げたのですが、もっと先生方にゆとりのある生活ができて、そして子供たちとそういった自己肯定感を育てられるような教育をできるような、先生自身が自己肯定感が少ない、非常に時間にきりきり舞いして、単身赴任の女子教員が子育てと家庭と教育という

中で疲弊しきっている。その中で、子供たちがゆとりがある、誇りある子供たちが育っていくのか。崩壊している家庭も結構あったりしまして、父子家庭、母子家庭が多いという、そういうところを何とかするということが必要ではないかなと。それで、自己肯定感が56%しかないという、それを60%にとというのは、もうちょっと高い目標を掲げて、そして県民が岩手県に誇りを持つような子供たち、自分自身に自信を持つ子供たちを育てていただけるようお願いしたいということ。

それからあと、地域の医療体制の確立のところ、やはり病院勤務医師数をふやすということが必要なのですけれども、私も医師募集をある時期一生懸命頑張りました、そして県立病院のホームページをずっと見ていると、本当に内科、外科、産婦人科、各科、どこの病院も求めているというようなところで、その求めている数が全然減らないで、いつも数を求めている。ですから、何かいい条件というのでしょうか、そういう岩手県がアピールするようなものを全国の人たちが見ているのですから。しかも、岩手県出身の人さえも戻ってこないとか、あるいは岩手医大を出た人たちがここに就職してくれないとかという問題もありますので、ただ県立中央病院は短時間労働の常勤医というのを取り入れたりして、医師数も満たされているというようなことも聞いております。やはり医師も教師も環境は同じなのですけれども、やっぱり疲弊しないで豊かにゆとりを持って教育できるように、働けるようにしていただければ、この総数はふえてくるのではないかなということ、もう少し条件を整えて、目標をもっと高く持っていただく。それは、看護師の問題も同じだと思います。そういうところをお願いしたいという、お願いになります。

それから、自殺者のところも全国2位であるのですけれども、これも少なかったところに戻すというか、高い目標でなくて非常に低い目標値だと思うのですけれども、ここももう少し頑張って、全国十何位でもないし、ぐっと下がるように目標を定められないものなのかなというふうに、被災がありますし、もう既に被災地で自殺者も出ておるようですので、何とかそこを地域コミュニティというか、それと医療との問題でよくなるように掲げていけるようにしていただきたい。

私からは以上です。

○藤井克己会長 それでは、早野委員の御意見で委員からの意見は閉じたいと思います。お願いします。

○早野由紀子委員 今の御意見に少しだけつけ加えさせていただきます。自殺者の目標数値なのですけれども、10万人に対して何人までは自殺者はいてもオーケーということではなく、本当は目標はゼロなのだよというところをもう少しPRしてもいいのかなというふうには思います。

それから、ちょっと話がもとに戻りまして恐縮なのですけれども、先ほど原爆ドームのような施設を残してもいいのではないかという話のございましたけれども、実際にホテルさんですとかそういったところで、壊さずに残したいというふうな意見を持っている経営者の方も、何人か私話を聞きました。そういった方々をサポートするような動きというようなものもあっていいのではないかなというふうに思っております。

それから、沿岸のほうは、宿泊施設が大分少なくなりましたので、そういう部分で観光客の激減も含めて宿泊施設に対する支援というのは非常に明確にわかりやすいので

すけれども、そうではない観光業に携わっている分野の人たちに対する支援というものも見直していただく必要があるのではないかなというふうに思っています。来年のDestinationキャンペーンに向かって沿岸と、それから内陸を結んで具体的に盛り上がっていきけるような仕組みづくりを期待しております。

3つ目になりますが、情報通信基盤の整備というところなのですが、ここに関して、震災と連携する具体的な計画がちょっと見当たらないなというふうに思いました。災害に強い通信、それから災害に強い情報網を確立していくというふうな文言をもう少し盛り込んでいただけたらばいいなと思っております。

以上です。

○藤井克己会長 最後、高橋町長も言っておられましたよね、最後の問題。

幾つか御意見いただきましたが、斎藤委員のは要望というふうに受けとめてよろしいですか。

○斎藤恵子委員 数値目標はこれでいいのかということです。

○藤井克己会長 アクションプランに可能ならば修文願いたいということですね。

最初のNPOの連携のかかわり、確かにコーディネーター役がなかなか難しいなど。気持ちはあっても、現地でその辺のニーズをうまくマッチングさせる、その辺がどこが主体になるのだという問題があると思います。まずその辺から御回答ですか。お願いします。

○千葉政策地域部長 協働のお話が出ましたので、計画を貫く重要なお話ですので、私のほうから今考えていること、取組を考えていることを含めて御説明いたします。

いずれ今協働というお話ですけれども、特に市町村等の関係につきまして、非常に温度差があるのが実態かなと思っております。例えば指定管理者制度とか、あるいはいわゆる支援とか、そういうレベルのものはある程度行われているのではないかと思います。いわゆる協働という話になりますと、例えば計画策定時における協働とかいろんな取組が先進的に行われているところもございしますが、まだそこまでいっていないところもあるというのが実態ではないかなと思っております。私どもといたしましては、我が部に対する御理解もいただいて、我々も頑張らなければならないのですが、1つは各地域にそういう中間支援のNPOさんも必要かなと思っております。ただ、これはなかなか、NPO法人制度ができて10年たったのですが、ざっと見ましてまだ各圏域、いわゆる旧生活圏ごとに見ますと、1つあるいは2つ、多くても4つ、5つぐらいということで、中間支援をしていただくような、コーディネート業務をやっていただけるようなNPOさんもまだ少ないなという気がしております。振興局、広域局では、NPOさんとも連携しながら取組を進めているところもあるわけですが、そういう面で県と、あるいはNPOさんをつなぐような、コーディネートするような中間の法人さん、あるいは法人でなくてもいいのですけれども、そういう組織を厚みを増していく必要があるかなと思っております。

それで、新しい公共の話もちょうとございまして、実は今年度から国の交付金いただいて、被災地でのモデル的な仕組みについても支援するというので、10件ほど今年対象として進めているわけですが、いずれ来年度につきましては、そういうふうな協働のあり方、そういう基本的な話について県内全域のセミナー的なものはこれからきちっと

早目にやっていく必要があるのかなと思っています。

あと、具体的話になりますと、また3次補正予算のほうで、先ほど申しました国の交付金がさらに増額になる見込みということであります。したがって、これをどのように県内で活用していくかということを経験しなければならぬということで、今週金曜日、実は外部委員会を開かせていただいて、いろいろと御議論いただくところでございます。

ちょっとまだはっきりいたしておりませんが、国の今回の3次補正分については、他県への支援も制度的に認めるというふうなお話も一部出ておりますので、先ほどお話ありましたような仕組みについても、何らかの対応はできるのではないかなど。国のほうの通知等まだはっきりしていませんが、そういうお話もいただいておりますので、私も十分その辺情報提供もしながらいろいろと進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○藤井克己会長 それでは、どうぞ。

○事務局（根子保健福祉部副部長） 保健福祉部でございますけれども、自殺の話、お二人から出ていましたのでお話ししたいと思います。

自殺については、このアクションプランのほかに、自殺対策のアクションプランを別途並行して作業を進めております。その中で目標、同じ目標立てたわけですけれども、その目標の数字の前に大きな目標として、一人でも多くの自殺を防ぐというのが、これが大きな目標でございます。その上で当面の目標として、26年度までに年間の自殺者数が330人以下、自殺死亡率25.8以下になることを目指すということを掲げたものでございまして、委員の皆さんからいただいたように、やっぱり少なくなればいいというものではなくて、できればゼロに近づくというのは、それは私ども同じ考えでございまして、そういったことで立てております。それで、なぜこういった目標にしたかという話でございますけれども、人口動態統計による自殺の推移を見ますと、平成10年に前年比136人ふえたということで、そのとき増加して500人を越えたということでございます。それから、実はずっと400人以上の、500人台もございましたし、ずっと400人台で推移してまいりまして、平成22年度にそれ以降で一番少ない426人だったという経緯がございます。こういった経緯もございまして、目標としては確かに、例えば全国の中位とかそういった目標を立てることもあるのかもしれませんが、501人になったときは前年から136人ふえましたので、当面、まずここを目標にしたいということで立てたものでございます。気持ちとしてはいずれ一人でも多く何とか防ぎたいという気持ちでございますので、よろしくお話ししたいと思います。

○藤井克己会長 早野委員からは、あと観光関連産業というのでしょうか、宿泊のみならずという、その辺のサポートの話、それから基本的な情報基盤、災害にも強い情報基盤という話が出ておりましたが。

○事務局（佐々木政策地域部副部長） それでは、情報についてお話しさせていただきます。

173ページのところに、情報通信基盤の整備というふうなことで、早野委員のほうから御指摘のあった件は、多分災害に対する動きが見えないということだと思います。おっしゃるとおり、ここの丸の2のところでも東日本大震災津波により被災した情報通信基

盤の早期復旧を図ってまいりますとだけしか書いていないものですから、現状の動きをちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。これは、結構市町村の情報のクラウド化とか、あるいは共聴施設の整備とか、まさにアクションプランがなくて、現実に今さまざまな対策をとっておるところなので、それを現状に書かせていただければいいかなというふうな感じがしています。

それから、3次補正の予算の内容が明らかではないのですが、国の動向によりますと、光ファイバーの導入なんかについても、この際やったほうがいいのではないかというふうなことで、今現在田野畑と岩泉はADSLなのですが、これが光化できそうだというふうな動きもありますので、そういうところも含めて若干幅を持たせて現状の動きを厚みを増せばなというふうに考えてございます。

○藤井克己会長 あと商工労働観光部からお願いします。

○事務局（高橋商工労働観光部副部長） 早野委員の御意見、ごもっともというふうに思っております。ホテル、宿泊施設に限らず、被災した観光事業者の早期事業再建、あるいは観光資源の復旧に向けて取り組む、これも支援していきたいというふうに思っております。

○藤井克己会長 ありがとうございます。では、全般を通じてですか。大平さんからお願いします。

○事務局（大平政策推進室政策監） 県民計画と復興計画の関係をもう一度御理解いただきたいと。

復興計画で例えば津波伝承のまちづくりプロジェクト、三陸創造プロジェクト、前回余り説明できなかったのですけれども、例えばアーカイブという後世に残すとか伝えると、それは別途検討することとしておりますので、そのようなものはアクションプランに盛り込めない部分もあるということをお理解いただきたいと思います。

それから、復興に直接かかわるものとか、今回の情報インフラなどについてもそうですけれども、そのようなもので3次補正など国の予算にかかわるもの、例えば先ほどの関係でいきますとメモリアル公園というのも国交省事業で出てくるとか、あるいは三陸の公園を復興公園にしようとか、そういうさまざまな動きがあるのですが、アクションプランはあくまで全体を貫くものとしておりますので、復興計画で十分カバーできるもの、あるいは復興実施計画でバージョンアップしていくものについては、こちらのほうには全部書いているものではないということで、それはそれとして本日の御意見を復興のほうには取り入れていきたいと思っております。ということでまず御理解いただきたいと思えます。

あと最後に、私からお願いするのはなんなのですけれども、パブリックコメントを21日から予定しておるわけでありまして、本日もいただいた御意見をどこまで修文できるかというのはあるのですけれども、非常に大きな問題も幾つかいただいておりますので、すべて反映するというのはなかなか難しいと思うのですけれども、できるだけ反映させながら、スケジュールにつきまして、議長から御確認いただければと、御了解いただけるのか、ここで御了解をいただければ幸いです。

○藤井克己会長 2点、まとめの回答がありました。冒頭も説明ありましたが、第2期アクションプラン、震災の早期復旧の取組、これについてはここには盛り込んでお



りませんので、別途復興計画の中で今立ち上げているということで、いただいた御意見をそちらのほうに盛り込んでいきますということです。

それから、パブリックコメントを 21 日から実施するのですが、きょういただいた御意見をなるべく多く取り入れますがということでした。努力しますということでございます。長時間にわたりましてこの辺の政策編について御意見いただきましてありがとうございました。

それでは、議事の 1 番を終わりにして、まだ 2 つ目でございます。2 つ目は、いわて県民計画「第 2 期アクションプラン」(改革編)についてということでございますので、これについても事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局(佐藤総務部人事課組織行革担当課長) 人事課で組織行革を担当しております佐藤と申します。私のほうから第 2 期アクションプランの改革編についてということ御説明させていただきたいと思っております。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。あと、時間かなり押してございますので、ポイントを絞った説明をさせていただきたいと存じます。

改革編につきましては、現在関係部局等、県庁内部でございますが、意見照会とか調整、取りまとめ作業等を鋭意進めておるところでございます。本日本来であれば委員の皆様、政策編同様、本編という形で御提示し、御審議をいただくべきところでありましたけれども、間に合わない状況でございますので、その点につきましては深くおわびを申し上げたいと思っております。本日改革編の概要、骨子ということで、資料 3 というのを用意させていただきましたので、こちらで御説明をさせていただきたいと思っております。

1 といたしまして、第 2 期アクションプラン改革編の位置づけということでございます。資料の左上のほうでございますが、長期ビジョンの第 7 章、こちらのほうに県政運営の基本姿勢という章がございます。希望郷いわてを支える県政運営に当たっての基本姿勢ということで、大きく分けて 2 つ、1 と 2、細かいことを言いますと(1)、(2)、それぞれございますが、4 つの項目ということを記載してございます。改革編につきましては、第 7 章に掲げてございます基本姿勢を実現していくための具体的な取組を示すという位置づけで考えてきたところでございますが、先般大震災が発生したということがございまして、震災からの復興が現在の県政の最重要課題というふうなことで認識をしてございます。

資料の右上の図でございますが、イメージで改革編の位置づけをイメージ的に表現したものでございますが、アクションプランは政策編、地域編、改革編の 3 部構成になってございます。それから、8 月に復興基本計画を策定してございまして、行財政環境は大変厳しい状況でございますけれども、当面震災復興に集中的に取り組むための体制整備が必要だということございまして、政策編、地域編の取組、そして復興計画推進を下支えする取組内容というふうな位置付けというふうにご考えてございます。

2 番といたしまして、これまでの取組の成果ということで、集中改革プログラム、これは平成 19 年度から 22 年度までの 4 年間、この間に長期ビジョンが策定されましたので、この集中改革プログラムを引き継ぎまして、第 1 期のアクションプランの改革編、21 年度から 22 年度の取組ということやってまいったところでございますが、これまでの取組の成果ということで、職員体制のスリム化とか、歳入確保の強化、徹底した歳

出の見直し、組織体制の整備と権限の見直し等というところについては、おおむね計画どおりに推進をしてきたという結果でございます。第1期のアクションプランの柱立ては4つございまして、下のほうに①から④ということで大きなゴシックで書いているところでございます。

次に、現状と課題ということで説明をさせていただきますが、行財政に影響を及ぼす環境の変化といたしまして3つ掲げてございます。1つは、東日本大震災津波の発生ということで、人的被害、家屋被害、公共土木施設被害等たくさん甚大な被害をこうむったという実態、そして先ほどの説明にもございましたけれども、本県の復興に要する費用、国、県、市町村の合計でも8兆円ほど要する。他県等から本県への応援職員もたくさんおいでいただいて、復興作業に当たっていただいている状況でございます。

それから、2番目といたしまして、国・地方の財政環境の悪化ということで、国は震災からの復旧、復興に全力を傾注すると言っております一方で、財政健全化の目標達成に向けた取組は着実に推進するというスタンスになってございまして、地方においても一層の改革が求められているという状況でございます。

それから、3番目といたしまして、職員数減少の一方で県民ニーズの多様化ということでございます。知事部局の職員数、平成15年度当初で5,000人強おったわけですが、23年4月1日、4,000人体制を目指すということで取り組んできまして、3,949人ということで、約1,000人、20%、知事部局の職員が減ってございます。一方で、県民ニーズは一層の多様化が進行しているという状況でございます。

次のところでございますが、本県における行財政の現状と課題といたしまして、財政状況、今後公債費の償還ピークを迎える、それから社会保障関係費が増加をするといったような厳しい財政環境ということがございまして、加えて震災からの復旧、復興に向けて多額の財源が必要という状況になってございまして、財政環境は非常に厳しい局面を迎えるものというふうに認識をしております。復興を最優先とするのはもちろんでございますが、財政の健全化に配慮した財政運営が必要な状況でございます。

2番といたしまして、組織・職員体制、一応4,000人体制を目標にということでやってきました。目標を上回る職員体制の削減を実施してきたわけですが、ここに来まして震災復興を推進するために、そちらに向けた体制整備等が必要だということで、4月25日、年度途中ではございましたけれども、復興局を設置したり、その後も人員の弾力的な再配置ということで、沿岸部のほうに職員の配置等をしてございます。今後さらに震災からの復旧、復興が進んでいくということになりますと、当然執行体制の一層の拡充が必要ということになりますので、マンパワーの確保というのが重要な課題というふうに認識をしておるということでございます。

それから、3番目といたしまして、先ほどからの御議論にもございましたが、多様な主体による公共サービスの提供ということでございます。NPO、民間企業等の社会貢献活動を行う事業等との連携を推進してまいったところでございますが、ここに来まして震災対応等地域課題の解決に向けまして、さまざまな主体によります新しい公共の取組などを一層推進することが必要ということもございます。1番目が大きく言いつつ金の問題、2番目が人の問題、3番目が公共サービス推進の関係ということの認識をしてございます。

4番にいきまして、改革編の構成概要ということですが、基本的な考え方といたしまして、震災からの復興を支える財政運営と人・組織・仕組みづくりということ掲げてございます。限られた財源、それから復興を支える人材育成、人的資源の効果的活用、新しい公共の推進、市町村との連携強化といったような、震災からの復興を支える上で財政運営と人・組織・仕組みづくりに重点を置いた取組を推進するようという考え方でございます。

②といたしまして、基本理念ということを書かせていただいております。震災対応を経まして、さまざま今までかつてないような対応を職員のところでもかなり強いられたということがございまして、いろんなその際の問題点とかというところを今内部で検証作業を進めておるところでございますが、縦割りでなかなかうまくいかなかったところがあるとか、新しく発生した業務をどこの部署で引き受けるかといったようなところで、若干対応がおくれたといったような問題点でございます。この辺のことをいろいろ突き詰めていきますと、やはり役所の組織の理論というところで仕事をするということではなくて、何のために、だれのために我々は仕事をするのか、県民本位で仕事をしなければならないということが改めて浮き彫りになった、はっきりしたということでございます。平成20年の12月に岩手県の職員憲章というのを策定してございます。一番下にゴシックで書いてございますが、私たちの5つの信条ということで、県民本位、能力向上、明朗快活、法令遵守、地域意識ということを書いております。改めてこれを我々職員の基本理念というところに位置付けて、今後の県政運営に当たっていこうという整理にしたいと考えてございます。

③といたしまして、長期ビジョンに基づく4つの基本方針ということに記載させていただいております。これは、冒頭説明いたしました左上のところに書いております長期ビジョン第7章の県政運営の基本姿勢の4項目、こちらをそのままこちらの基本方針ということに置きかえて、以降の取組を進めてまいりたいというふうな構成にしてございます。1番目がいわての未来づくりを支える専門集団へということ、震災からの早期復興に向けた取組を県民と一丸となって推進していくために、復旧、復興を迅速かつ強力に推進する体制整備や職員の能力向上に取り組む。それから、県政運営の一層の透明化と県民本位の行政サービスの提供を推進していくということが1つでございます。

次がいわてを支える持続可能な行財政構造の構築ということで、震災復興に最大限の力を注ぎつつ、将来にわたって安定的に行政サービスを提供できるよう、歳入の確保、歳出の見直し、効果的、効率的な事業の実施によりまして、持続可能な財政構造の構築を目指す。それから、マンパワーの確保のお話をさせていただきましたけれども、将来負担を伴わない方策による人的資源の確保、急激に事務量が、復旧、復興の関係でニーズが高まるわけでありまして、こちらをそのまま県の新規の職員採用ということ、全部そろえるというか、手配しますと、復興、復旧の関係が一段落していったときに、採用した職員の人件費負担だけが後年度どんどん残ることになります。こういったことから、例えば他県からの応援職員を呼んでいただいたりしてございますので、こちらを継続の要請をしていくとか、あるいは任期付職員という制度がございまして、こういったところの職員採用によりまして執行体制の拡充を図っていくということでございます。

それから、3番目といたしまして、多様な主体による公共サービスの提供ということ

でございますが、地域の多様な主体によります新しい公共、あとは復興計画の中で開かれた復興という考え方を書いてございますが、これらを推進するための人材育成とか仕組みづくりに取り組んでまいりたいということでございます。

最後が活力に満ちたいわてを実現する分権型行政システムの確立ということで、震災対応を通じまして、個別の市町村ではなかなか解決できないような問題がいろいろ明らかになってございますので、県と市町村が一体となって連携して取り組むといったようなこと、それから住民に身近な行政を地方が自主的かつ総合的に広く担う地方分権を推進していくといったようなこと、復興に向けた自治体間の連携推進のサポートとか、被災市町村の行政機能の回復に向けた取組を進めるといったようなことで整理をしたいというふうに考えてございます。

どちらかといいますと、第2期のアクションプランにつきましては、行財政改革、コスト削減とか体制のスリム化をしながら行政サービスの維持向上、推進を図るという考え方でございましたけれども、震災を経ました今、同じ考え方を取り入れるわけにはいかないというふうな状況がございます。ですので、いかに復興を支えていくような体制を整備しながらマンパワーを確保し、そちらに県の力を向けていくかといったような取組を中心に書きたいというふうに考えてございます。前のアクションプランの改革編もかなり細かい取組内容のものが書いておったのでございますけれども、今回は体制整備とかマンパワーの確保、こういったところの取組に重点化をするという意味で、既に一定の成果が出て定着しているような取組とか、そういったものは今後外していきながら、あるいは震災復興のステージのほうはどんどん変わっていくということがございますので、毎年取組内容等ローリングをしながら、計画の検証等を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、本編の提出ができておりませんので、なかなか今の説明では内容等を十分明示することができていないものとも考えておりますけれども、一応改革編につきましては、こういったような構成というか、考え方で策定をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○藤井克己会長 事務局から説明をいただきました。

改革編というのは県政運営の改革ということですね。概要を資料3、A3判に沿って説明してもらいましたが、本編も準備してパブリックコメントにかけるのですか。

○事務局（佐藤総務部人事課組織行革担当課長） パブリックコメントのときには本編を間に合わせて載せたいというふうに、今鋭意作業中でございます。

○藤井克己会長 何か御意見はありますか。よろしいでしょうか。

○広田純一委員 1点だけよろしいですか、短く。

○藤井克己会長 はい。

○広田純一委員 先ほど菅原さんのほうから、協働の壁は厚いという御意見があったのですが、私も同じような印象を持ってしまして、この改革編で強調されている多様な主体による公共サービスの提供、実現のためにははるかなる道のりかなという実感がございます。いろいろ原因もあると思うのですが、1つは行政の職員の方の意識とか姿勢の問題は依然として大きいと私は思っております。例えば協働とか新しい公共

といった場合に、担当職員の方は一生懸命やるけれども、普通の部署の方はどうかというと、必ずしもそうでないと。これは、個人的などうのこうのということではなくて、職員さん全般の意識、姿勢、考え方の向上を図るための具体的な何かが必要かなというふうに思っています。私自身、協働というのは非常に難しいです。実際にやってみないとなかなか身につかない面があるので、例えばインターンシップ制度で実際NPOだとか、今被災地はいろんな形のボランティアさんが入っているので、そういう方と1週間一緒に仕事してみると、ボランティアセンターなんかに行くとはすごくよくわかります。いろんな人の協働というのはこんな感じなのかというのがすごくわかるので、1週間のインターンシップ制度を全職員に義務づけると。それは管理職も含めてですけれども、何かそういうところまでやらないとなかなか徹底しないなという印象を持っています。行政の方が思っている以上に協働の壁は厚いという実態はあると思いますので、県職員さんは頑張っていると思いますし、あと今の自分の業務だけでも手いっぱいなことすごくよくわかるので、これはやっぱり組織として時間をつくってそういう研修とかそういうことをやらないと、個人の努力ではどうしようもないなという印象を持っています。

以上です。

○藤井克己会長 具体的な提案でございます。右側に本県における行財政の現状と課題というところで、1番、財政状況、金の問題になるかもしれません。2番、組織・職員体制、人の問題になるかもしれません。そうすると、3番の多様な主体による公共サービスの提供というのが、何かNPOとか多様な連携主体を使ってという感じですね。手持ちのスタッフをスリム化する中で、連携と言いながら実はその辺をお願いしながらという、肩がわりしてもらって、そういう姿勢にとられかねないように、具体的な作業のスキームを考えてもらえればと思います。文章として、取組を一層推進すると書き込むのは極めて簡単で、具体的なその手立てですね、そこもちょっと踏み込んで本編のほうには修文化していただくようお願いしたいと思います。4つの基本方針の一番下の分権型行政システムの確立、この辺にも似たようなことが、市町村と一体となって連携してということがあるのですけれども、この辺のところにかかることにもなっております。広田委員の御意見に補足する形で申しましたが、ほか何かおありでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○藤井克己会長 それでは、議事の2つ目ですけれども、改革編について、これにて審議を終了したいと思います。これも御意見を参考にさらに県において検討を進めていただければと思います。

それでは、大体以上で議事を終了いたしますが、県のほうから所感などありましたらお願いしたいと思います。

では、千葉部長、お願いします。

○千葉政策地域部長 ちょっと時間が押していますので、簡潔に1つだけ申し上げます。まずもって、非常にきょうは多大なものを直前に渡しましたのですが、大変御熱心にごらんいただきまして、非常に多方面からの御意見をちょうだいいたしたと思っております。

す。本当にありがとうございました。いずれまた、これはスタート段階でございますので、まだ書き込まなければならないもの、あるいは資料についてもまだ策定していないものもございます。できるだけ1月中にまとめるということで、私ども短期集中で進めたいと思っておりますので、ぜひ委員の皆様には、その間大変でございますが、ぜひおつき合いをいただいて、いいプランをつくりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤井克己会長 ありがとうございました。

それでは、議事、その他というのがございますが、何か皆さんのほうからございますでしょうか。

では、どうぞ。松尾委員、お願いします。

○松尾正弘委員 来月ちょっと都合が悪くて欠席なので、きょう一言だけ言わせていただきます。

いつもこの会議に来ると文句ばかり言って非常に申しわけないので、きょうは褒めたたえておきます。6月ごろに、そのころだったと思いましたが、菅野教育長と何かの会議で一緒になったときに、学校の校庭の放射線量を測定していただくわけにはいかないでしょうかというふうなお話をちょっとさせていただいたのですが、その時点では県内にモニタリングポストの数をふやすことのほうが今優先だということで、そういうお答えだったのですが、それからしばらくして全学校の放射線量を測定するということが発表になりまして、9月ごろにはたしか全部測定したかと思えます。それで、結果的にどこもゼロだったということで発表があって、親も子供もほっとしたということがありまして、非常にすばやい対応で、直接お願いはしなかったのですけれども、やっぱりいろいろなところからの要望が聞こえてきて、そういうことをなさったと思うのですけれども、そのときは本当に岩手県もなかなかやるなというふうに感心いたしました。

先ほどの岩手県職員憲章、県民本位というのが一番上に来ているので、やはり県民が何を望んでいるかということを一に考えていただきたいと思ひまして、医療問題とか雇用問題とか非常に難しい問題たくさんあるのですが、易しい、難しいということではなくて、県民が何を望んでいるかということが一番の優先順位にして、これからも取り組んでいただければと思います。

以上です。

○藤井克己会長 要望と御礼も兼ねて御意見をいただきました。

それでは、なければこれで終わりたいと思います。議事の進行を事務局にお返しいたします。

## 5 その他

○司会（木村政策地域部副部長） 長時間にわたりまして大変ありがとうございます。

事務局から1つだけ御連絡をさせていただきます。スケジュールのところで大平政策監のほうからもお話しいたしましたが、次回の審議会につきましては12月26日ということで開催を予定してございます。エスポワールいわてということでございます。別途

御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。1月にこの第2回アクションプランを取りまとめるということで、そういう意味では事前にやる審議会とすれば最後ということになります。きょう御提示できなかった工程表につきましても加えて、最終形という形で御提示をして御議論をいただくということにしてございますので、お忙しいところ大変恐縮でございますが、出席について御配意いただければというふうに思います。

事務連絡は以上でございます。

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

「はい」の声

## 6 閉 会

○司会（木村政策地域部副部長） それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会とさせていただきます。長時間にわたり大変ありがとうございました。